(部内限)

投融資業務参考資料

昭和 51 年 9 月

林業開発協力部 林業投融資課



	F 78 20]
52. 3.8	Q
Medillo. 5212	T1.42 Fb/Fb.2

投融資業務参考資料目次

第1章 投融資制度の概要	
当事業団の投融資業務新設の経緯	1
2. 投融資業務の範囲	\$
3. 関連施設整備事業への融資	5
(1) 前提条件	5
(2) 貸付対象者	7
(3) 貸付対象施設	g
(4)貸付条件	1 2
(1)	
(2) 貸付対象者	
(3) 試験事業	·
(i)貸付対象事業	
(1) 貸付対象事業費	
柳 貸付条件	
(4) 試験的事業	16
(i) 贷付対象事業 ····································	16
。	18
(II)	
(5)	
(1) 贷付对象事業	19
(ii) 貸付対象事業費····································	
(11)	2 0

(1) 出資対象事業 (2) 出資の限度 (3) 出資の方法 (4) 株式の処分 (5) 費付け等に係る調査 (1) 調査項目 (1) 一般協力対果に係る調査 (1) 調査方数果に係る調査 (1) 調査方数果に係る調査 (1) 調査方数果に係る調査 (3) 調査結果の報告 (4) 調査結果の報告 第2章 資金需要把握を予算 1. 翌年度予算実行計画 第3章 貸付事務 1. 借入相談 (2) 予備申請事の作成 (4) 審査調書要約の作成 (5) 投融資案件説明資料の作成 (6) 関係者への説明,協議 (7) 借入申込費の受理		2 0
(3) 出資の方法 (4) 株式の処分 (5) 供字に係る調査 (1) 調査の目的 (2) 調査項目 (1) 一般調査 (1) 一般調査 (1) 一般調査 (1) 個際の保全及び回収に係わる調査 (3) 調査結果の報告 (4) 調査結果の報告 (4) 調査結果と予算 (4) 調査を再度で予算表 (5) 当年度予算実行計画 (7) 増入相談 (8) 事査調書の作成 (4) 審査調書要約の作成 (4) を設置条件説明資料の作成 (5) 投融資案件説明資料の作成 (6) 関係者への説明、協議		2 0
(4) 株式の処分 6. 貸付け等に係る調査 (1) 調査項目 (2) 調査項目 (1) 一般調査 (1) 一般調査 (1) 国際協力効果に係る調査 (3) 調査実施基準 (4) 調査結果の報告 (3) 調査に基準 (4) 変年度予算概算表別 (4) 翌年度予算概算表別 (5) 登年度予算を (6) 投職資案件説明資料の作成 (6) 関係者への説明、協議		2 1
(1) 調査の目的 (2) 調査項目 (1) 一般調査 (1) 一般調査 (1) 一般調査 (1) 自権の保全及び回収に係わる調査 (3) 調査実施基準 (4) 調査結果の報告 (3) 調査結果の報告 (4) 調査結果の報告 (5) 翌年度予算概算要求 (6) 関係者への説明、協議 (7) (6) 関係者への説明、協議		2 1
(1) 調査の目的 (2) 調査項目 (1) 一般調査 (1) 一般調査 (1) 貨権の保全及び回収に係わる調査 (3) 調査実施基準 (4) 調査結果の報告 第2章 資金需要把握と予算 1. 翌年度予算契付計画 第3章 貸付事務 1. 借入相談 (2) 予備申諮書 (3) 審査調書の作成 (4) 審査調書要約の作成 (5) 投融資案件説明資料の作成 (6) 関係者への説明、協議		21
(2) 調査項目 (1) 一般調査 (11) 一般調査 (11) 国際協力効果に係る調査 (12) 調査実施基準 (13) 調査実施基準 (14) 調査結果の報告 (15) 登年度予算概算要求 (16) 関係者への説明、協議 (17) は、		2 2
(I) 一般調査 (II) 画際協力効果に係る調査 (II) 債権の保全及び回収に係わる調査 (II) 債権の保全及び回収に係わる調査 (II) 調査結果の報告 (II) 調査結果の報告 (II) 要年度予算概算要求 (II) 型年度予算概算要求 (II) 当年度予算を持動 (II) 登事を持つを表き (II) 日本ののでは、(II) 日本のでは、(II) 日本のでは、(II) 日本のでは、(II) 日本のでは、(II) 日本のでは、(III) 日本のでは、(IIII) 日本のでは、(III) 日本のでは、		2 2
(ii) 国際協力効果に係る調査 (iii) 債権の保全及び回収に係わる調査 (3) 調査無準 (4) 調査結果の報告 第2章 資金需要把握び要求 2 当年度予算概算要求 2 当年度予算表行計画 (5) 借入相談 (2) 予備申請書 (3) 審査調書の作成 (4) 審査調書要約の作成 (5) 投融資案件説明資料の作成 (6) 関係者への説明、協議		2 3
(3) 調査実施基準 (4) 調査結果の報告 (3) 調査結果の報告 第2章 資金需要把握と予算 1. 翌年度予算概算要求 2. 当年度予算表行計画 第3章 貸付 事務 1. 借入相談から貸付決定までの手続き (1) 借入相談 (2) 予備申請書 (3) 審査調書の作成 (4) 審査調書要約の作成 (5) 投融資案件説明資料の作成 (6) 関係者への説明、協議	.i 1	2 3
(3) 調査実施基準 (4) 調査結果の報告 第2章 資金需要把握と予算 1. 翌年度予算概算要求 2. 当年度予算要行計画 第3章 貸付事務 1. 借入相談から貸付決定までの手続き (1) 借入相談 (2) 予備申請書 (3) 審査調書の作成 (4) 審査調書要約の作成 (5) 投融資案件説明資料の作成 (6) 関係者への説明、協議		2 4
(4) 調査結果の報告 第2章 資金需要把握と予算 1. 翌年度予算概算要求 2. 当年度予算実行計画 第3章 貸付 事 務 1. 借入相談から貸付決定までの手続き (1) 借入相談 (2) 予備申酌書 (3) 審査調費の作成 (4) 審査調費要約の作成 (5) 投融資案件説明資料の作成 (6) 関係者への説明、協議		Ź 5
 第2章 資金需要把握と予算 1. 翌年度予算概算要求 2. 当年度予算実行計画 第3章 貸付事務 1. 借入相談から貸付決定までの手続き (1) 借入相談 (2) 予備申請書 (3) 審査調書の作成 (4) 審査調書要約の作成 (5) 投融資案件説明資料の作成 (6) 関係者への説明、協議 		27
1. 翌年度予算概算要求 2. 当年度予算実行計画 3. 章 貸 付 事 務 1. 借入相談から貸付決定までの手続き (1) 借入相談 (2) 予備申酌書 (3) 審査調書の作成 (4) 審査調書要約の作成 (5) 投融資案件説明資料の作成 (6) 関係者への説明、協議		28
1. 翌年度予算概算要求 2. 当年度予算実行計画 3. 章 貸 付 事 務 1. 借入相談から貸付決定までの手続き (1) 借入相談 (2) 予備申酌書 (3) 審査調書の作成 (4) 審査調書要約の作成 (5) 投融資案件説明資料の作成 (6) 関係者への説明、協議	$\mathbf{v}_{i,j}$	
 第3章 貸付事務 1. 借入相談から貸付決定までの手続き (1) 借入相談 (2) 予備申請書 (3) 審査調書の作成 (4) 審査調書要約の作成 (5) 投融資案件説明資料の作成 (6) 関係者への説明、協議 		29
 借入相談から貸付決定までの手続き (1) 借入相談 (2) 予備申請書 (3) 審査調書の作成 (4) 審査調書要約の作成 (5) 投融資案件説明資料の作成 (6) 関係者への説明、協議 	ا معاق مسا	3 0
 (1) 借入相談 (2) 予備申請書 (3) 審査調書の作成 (4) 審査調書要約の作成 (5) 投融資案件説明資料の作成 (6) 関係者への説明、協議 	, je	
 (2) 予備申酌書 (3) 審査調書の作成 (4) 審査調書要約の作成 (5) 投融資案件説明資料の作成 (6) 関係者への説明、協議 		3 1
(3) 審査調書の作成(4) 審査調書要約の作成(5) 投融資案件説明資料の作成(6) 関係者への説明、協議		3 1
(4) 審査調費要約の作成 (5) 投融資案件説明資料の作成 (6) 関係者への説明、協議		3 2
(4) 審査調費要約の作成 (5) 投融資案件説明資料の作成 (6) 関係者への説明、協議		3 4
(6) 関係者への説明、協議		
(6) 関係者への説明,協議		
(7)、個人中心軍心文法		

. a	(8)	贷付	承 諾			3 7
	(9)	貸付	条件	决定	通知書	3 9
η φ.σ. 2	,貸	付実	行手	続き	·	4 0
Ligano.	(1)	貸付	契約	の締	結	4 0
	(2)				受理	
*	(3)	貸付	実 行	禀 醆		48
	(4)	支 出	負担	行為	書	5 0
	(5)	資金	交付	と利	息の欲求	5 2 .
	(6)					
第4章	貸付	金の	管理	l		
1,	. 貸	付資	金質	理 •	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	5 6
	(1)				***************************************	
	(2)	貸付	金の	交付	***************************************	5 7
	(3)	期日	質 珰	••••		5 7
	(4)	完済	に伴	たう	措置	5 7
2.	貸	付金	債権	管理	***************************************	5 8
	(1)				*	
	(2)				認	
	(3)				業実施状況の確認	
	(4)				方の調査	5 9
	(5)	貸付	条件	の変	更	5 9
	(6)				***************************************	
	(7)	保	証		** ************************************	
	(8)				示	
	(9)				•• ••••	
	(0)	101 LV	an ux		•	
			•			

(10) 損 害 金	4.0.0.4 0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.
第5章…その他	
1. 残高証明書の発行	******************
統計資料作成	**************
参考 契約証書株式例	*******************************
to the second of	
	•
	e de la companya de l
	e de la
.)	
;	
to the second of	
	. a.
The comment was a	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
· ,	••
to the second of	
A service and the service and	
·	

第1章 投融資制度の概要

項目	規	定	탮	明
1. 当事業団の投融資	海外における	開発事業に対する投融資につ	o 梅外寅から事業団に移管された業務	8質された薬務
業務の新設の経緯	っては、従来、日本韓日	./h	海外貿 事	※ 田
	び神外経済協力基金(基金)を主体とし、	紫金)を主体とし, さ	合理化資金 🛨 関連加	网 連施設整備資金
	を を を	(海外寅)がこれにあ	開発試験資金→ 試験的	試験的事業等資金
	んろっきん。			
	しかしながら海外語3	しかしながら梅外開発事業に対する投融資	o 資金協力と技術協力との連携の具体例	この連携の具体例
	は単に企業的観点からだけでなく, 国際協力	だけでなく, 国際協力	① 事業団が実施する調査	季
	の観点から実施する必要があ	費があり, 技術協力と	母菜団が実施する調査のうち開発協力	関強のうち遅発協力
	資金協力の連携を深めてその効果を高める	にその効果を高めると	調查(3号調查)仗,	本来政府ペースの
	トゥ主旨から, 従来の	従来の梅外寅の菜務の一部を	調査を実施してその結果	点果, 開発計画を作
	海外技術協力事業団(OTCA) に移管し,	O T C A) に移倒し,	成し,との計画に乗って民間企業が進出	って 民間 企業が進出
	移住事業団をも含めて国際協力事業団として	国際協力事業団として	し,その企業に事業団が投融資をする	旧が投融資をするも
	発足させたものである。		O 7 & 20.	
	このため, 海外投換	梅外投換資は走として輪銀,基	しかし林業にあっては民間の調査が先	に休民間の調査が先
÷	金・事業団が分担して行うこととなった。	行うこととなった。	行している 地域がほ とんどて あるのて 淦	とんどであるので浴

説明	中から政府ペースの調査が異施されてい	るのが実情であるから今後は本来の形の	調査が実施されることとなろう。	具体的には予算編成の段階で調査と投	数徴の調整を図ったる。	技術指導	事業団が投融負している現地に完算 学	に対し, 本邦俊付先の申請に基づき, 歩	然団が経費の全部又は一部を負担して、	技術指導のために専門家を派遣するもの	んもろ。	現地從事者研修	専業団が投融質しているか, 叉は, 投	融資を予定している現地開発事業の現地	人従事者を対象として, 本邦(女付先の申	請に基づき,事業団が経費の大部分を負	出し、ア、日本でせると印象を明確すとは「
	#				型	⊕ ⊕			· 菜	····	P.	<u></u>			≺ —	禮	
币		:				4 *** ***	•		•	•		<u>:</u>				•	
		:			20 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0					÷. ∵		ig Victoria Victoria Victoria		• •			
報	 - -		-	2									· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		•		•
			•			:			**	بره -	表表点						
m	-																
風									•					·			

のである。 はみないのは、 ないのは、 ないないでは、 ないないないでは、 ないないないできないできない。	Θ	② 基金ー開発専業のうち出資事業および	函強卓業のうち , 栽培を主体と	ナる母業を担当する。	。 「開発法上地域等」の「等」の意味	ことでいう開発途上地域とはDACの分	類による地域のうち韓国かよび台湾を除く	地域をいう。具体的には資料 を参照す	ること。	開発途上地域等の等とは業務方法書第17	条に規定されているとおり開発途上地域に	海ずる地域で専業団法第23条にいう業務	実施方針に明示された地域をいう。	輪銀は対象地域は全く制約がないが,基	金は開発途上地域等の等を含まず,開発途
		A CANADA	10年の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の		業務の範囲は事業団法第21条第1項第3	号1,ロ,ニに次のように規定されている。	「(3)開発途上地域等の社会の開発並びに農林	業及び鉱工業の開発に協力するため、次の	業務を行うこと。	4 開発途上地域における住民の福祉向上	のための文化,交通,通信,衛生,生活	環境に係る施設の整備事業又は開発途上	地域等における農林業若しくは鉱工業に	係る開発の専業(以上次条までにおいて	「開発事業」と総称する。)に付随して
					2 投融資業務の範囲			•							

明	上地域に限定されている。	「石油, 可燃性ガス及び金属鉱物に係	る鉱業並びに工業に係るものを除く。)」	の商味	対操作してては試験的事業は石油開発公	団および金属鉱業専業団において実施する	こととなっており, 工業については日本国	内において実施でき,現地での事業は想定	されないのて徐いている。	ο 林楽投融資課の楽務	① 林業に係る関連施設整備事業への融資	② 林業に係る試験的事業等への融資およ	が出め	③ ①および②に関する調査(投融資等調	强)	ただし海外貿引継条件については「海外	
型	設であって、周辺地域	るものの整備(次条だから	[備]という。) に必要	, 又は当該資金の借入	依務を保証する。	ち試験的に行われる事業	ンド及びオイルシェー	可燃性天然ガス及び金属鉱	に工装に係るものを除	技術の改良又は開発と	わなければ, その達成が	いられるもの, その他と	として政令で定めるもの	試験的事業等」という。)	を貸し付け、若しくは当該	資金の借入れに係る債務を保証し, 叉は	
凝	必要となる関連施	の開発に強するも	て「関連施設の整備」という。	衣資金を貸し付け,	れに係る債務を保	ロ 開発事業のうち	(石油 (オイアサ	ルを含む), 可燃	物に係る鉱薬並びに工装に係る	く。)であって、	一体として行なむ	因難であると認め	れに準ずる事業と	(次条において「	に必要な資金を貸	資金の借入れに係	
			-														
英	=																

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	について」により担当都を決定することと	7.75 %	、原則とし	担当するものとするが次の案件は林業投融	資票に移倒することになっている。	(1) 貸付 (ディスパース)未実行分があるも	λη γυ	◎ 技術指導が予定されるもの。	。 公的金融機関の融資	関連施設整備事業への融資は本体事業へ	の観覧ではなく,本体事業に付随するもの	てあるという考え方により、次に掲げる機	関の職資を前提としている。	数 4 ①	8 排 8	西縣 帝河 ②	④ 石油開発公団
	 b	ニ イ叉はロの規定による貸付け,債務の	保証又は出資の対象となる事業及びへの	規定により事業団が行う事業に必要を謁	査及び技術の指導を行うこと。」				(1) 前提条件	事業団法第22条第1項の4, ロに次の	ように規定されている。	「第22条 次の各号に掲げる業務化つ	いては、事業団は、当該各号に定める要件	を潰たす場合に限り、当該業務を行なりこ	とができる。	(1)前条第1項第3号イに掲げる業務	次の1及びロのいずれにも該当すること。
					<u>• in</u>			-	3. 関連施設整備專業	くの観楽							

 ・ 金属鉱業事業団 ・ 農林中央金庫 ・ 選林中央金庫 ・ 適工組合中央金庫 ・ 車業団がきまれてる意味は、 は試験的事業については本体事業で できるので、事業団が本体事業であ の事業に融資している場合に、その 設てあれば対象とすることができる でとてある。 ・ 輸銀されび基金との調整 ・ 輸銀されび基金との調整 ・ 輸銀されび基金との調整 ・ 輸銀されび基金が融資することが あるというのは単に輪段、基金が独 断するという意味ではなく、 申業団 が目に審査した案件について輪艇, 説明した上で調整を図り、とちられ るかを決定するといき様味である。 	 ・ 金属鉱業事業団 ・ 農林中央金庫 ・ 選林中央金庫 ・ 選林中央金庫 ・ 当事業団か合まれている意味は、 は試験的事業については本体事業で できるので、事業団が本体事業であ の事業に融資している場合だ、その 設であれば対象とすることができる をなったいるのは単に対数とすることができる をなたいりのは単に結ら、選集が対 をなたいりのは単に結ら、基金が独 が当に審査した条件について結鎖、 が当に審査した条件について結鎖、 説明した上で調整を図り、とちらな みかを決定するという意味である。 	6 金属鉱業等型 8力基金, 事業団その他政令で 8 金属鉱業事業団 8 からの資金の貸付け、債務の 1 面工組合中央金庫 1 面工組合中央金庫 1 面工組合中央金庫 1 は試験的事業については本体事業で 2 とよい困難であると認められ 2 とである。 2 とである。 2 とである。 2 とである。 3 商助では対象とすることができる 6 輸銀やIび基金との調整 6 輸銀やIび基金との調整 6 1 を 1 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を 3 を 3 を 3 を 3	は、	は、	4 当該開発事業につき、日本輪出入銀行。 金属鉱業事業団 海外経済協力基金,事業団その他的令で (3) 路本中央金庫 定める機関からの資金の貸付け、債務の (3) 商工組合中央金庫 当意 (4) 下「貸付け等」という) 当事業団が含まれている意味は、かあること。	•				母業団	ー る 数	双聚	庫施	<u>د</u> د			かる		٦ ٢	基金に	一种	
圆圆① はて的設と 多断独認る	圆圆① はて的設と 多断独認る	施外経済協力基金, 日本輸出入銀行, (6) 海外経済協力基金, 中薬団その他政令で(7) (6) 保証文は出資(以下「貸付、等」という) があること。 当該関連施設の整備につき, 日本輸出 こうとう 当該関連施設の整備につき, 日本輸出 こうとと。」 はったい (6) 特を受けることが困難であると認められ (7) 等等を受けることが困難であると認められ (7) 等等を受けることが困難であると認められ (7) が	地談開発事業につき,日本権出入銀行, (6) 海外経済協力基金, 事業団その他政令で(元める機関からの資金の貸付け,債務の(公司) (2) (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	4 当該開発事業につき,日本輸出入銀行, (1) 海外経済協力基金, 事業団その他政令で (1) 定める機関からの資金の貸付け, 債務の (2) であること。 ロー 当該関連施設の整備につき,日本輸出 こ 入銀行及び箱外経済協力基金から貸付け 的 等を受けることが困難であると認められ (2) さこと。」 こ	本 当該開発事業につき,日本輸出入銀行, 海外経済協力基金,事業団その他政令で 定める機関からの資金の貸付け,債務の 保証又は出資(以下「貸付け等」という) があること。 ロ 当該関連施設の整備につき,日本輸出 て 入銀行及び箱外経済協力基金から貸付け 的 等を受けることが困難であると認められ 設 もこと。」	田			n_1		化本体事業を対	本体事業である	場合に,その関	ことがてきると	,	調整	(資することが困)	缺, 基金が独自	tなく, 専薬団と		:A	が味である。
度, 日本輸出入銀行, 事業団その他咬合で たの貸付け, 債務の 「貸付け等」という) 「貸付け等」という) 離でつき, 日本輸出 離であると認められ	海藻につき, 日本輸出入銀行, 力基金, 事薬団その他政令で からの資金の貸付け, 債務の でして「貸付け等」という) でとが困難であると認められ にとが困難であると認められ	地談開発事業につき、 海外経済協力基金、事業 定める機関からの資金の 保証又は出資(以下「住 があること。 当該選進施設の整備に 入銀行及び海外経済協力 等を受けることが困難で ること。」	当該開発事業につき、 海外経済協力基金、事業 定める機関からの資金の 保証又は出資(以下「住 があること。 当該選進施設の整備に 入銀行及び海外経済協力 等を受けることが困難で ること。」	4 当該開発事業につき、 海外経済協力基金、事業 完める機関からの資金の 保証又は出資(以下「債 があること。 入銀行及び海外経済協力 等を受けることが困難さ ること。」	4 当該開発事業につき、 海外経済協力基金、事業 院める機関からの資金の 保証又は出資(以下「債 があること。 と当該関連施設の整備に 入銀行及び海外経済協力 年を受けることが困難で ること。」	35				当事業団が含まれて	内戦級的争業のひち	てきるので, 事業団が	的事業に融資している	設であれば対象とする	7		輪鍛および基金が嗣	あるというのは単に載	断するという意味では	独自に審査した案件で	説明した上で調整を図	るかを決定するという
は、事金に、	事業につき、日本都 力基的、串業団その からの資金の資子の をのの資金の域付け をしい下「は付けの にとが困難であると にとが困難であると	当該開発事業につき、 海外経済協力基金、事業 定める機関からの資金の 保証又は出資(以下「住 があること。 当該選連施設の整備に 入銀行及び海外経済協力 等を受けることが困難で ること。」	当該開発事業につき、 海外経済協力基金、事業 定める機関からの資金の 保証又は出資(以下「債 があること。 当該関連施設の整備に 入銀行及び海外経済協力 等を受けることが困難で ること。」	4 当該開発事業につき, 海外経済協力基金,事業 定める機関からの資金の 保証又は出資(以下「債 があること。 入銀行及び海外経済協力 等を受けることが困難さ ること。」	4 当該開発事業につき、 海外経済協力基金、事業 院める機関からの資金の 保証又は出資(以下「債 があること。 と当該関連施設の整備に 入銀行及び海外経済協力 年を受けることが困難で ること。」	·	出入銀行,	他政令で	・債務の	(ÇM7)		日本韓田	の彼付け	認みられ								
	第 石 4 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			T	т п	· 说		事業団その	金の貸付け	「女付け等		縮おりぬ,	陥力基金か	難であると							· ·	

	事業団の対象となる施設について説明し,
	輸級叉は基金への説明に際しては, 当初か
	ら事業団への申込部分を明確に区分した上
	て説明するよう毎前に指導する必要がある。
(2) 貸付対象者	
国協選第3号「関連施設整備資金及び試	o 「(1)自ら開発事業を行うもの」とは,
試的事業等資金の貸付要網」第4条に次の	いわゆる直接事業といわれるものであり
よりた規定されている。	改出事業については想定されず、例えば造
「第4条 関連施設の整備に必要な資金	林の場合に借地,或いは相手国の法律によ
の貸付けの相手方は, 原則として本邦人又	り借地出来なる場合の現地企業への融資が
は本邦法人であって, 次の各号の一に該当	想定されるが、この場合、技術的、経営的
するものとする。	に日本側に主導権が確保されていることが
① 自ら開発事業を行なりもの。	前提となる。
② 開発事業を行う現地法人に出資してい	。 (4)の意味
るもの、文は出致するもの。	例えば円借款のケースについてその事業
③ 前号に該当する本邦法人に出資するも	を相手国から諸負った企業が行う事業が想
• 0	向なれる。
④ 日本権出入銀行等から安付け等のある	。 いわゆる融発貿材の取扱

田	ほとんどの国にかいて外国企業にはコン	セッションを与えないことが法定されてい	ロンカッションオーナーがベート	ナーとする合弁企業がパートナーから事業	を静負り形態でもって事業が実施されてる		。つかし、糸米、斑疹がした、かの介育が	1 対学中半の中国教芸と	フィグぐらしこのり質女をクンググであって、ゴビをとくをより、多々でクセナギアは整々	くい、ランスを、来、下ロドンダインダインダイイン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	のようしめるもうろ、安全のフェダ南と火ニナーン・	中有づる。	ためってる, なとんと色	部の資金が日本側から出ている。技術援助	日本側に経営の主導権があ	る場合にあっては、自ら開発事業を行なり		
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	ほとんどの街に	オッツョンな与え	みので, コンセッ	ナーとする合弁企	を請負り形態でも	, n	「できて、 徐米.	ななな。十十十一	ついと次もしている。		のキノノのらっち	が存在する。	関域方式の影响	野の資金が日本館	製約がある等,日	る場合にあっては	ものとして取扱う。	
田田	開発事業に参画し、叉は協力するもので	ざって, 事業団が特に適当と認めるもの。」								一 一 一 医牙囊病			The state of the s				· · ·	
聚	開発事業に参画し	あって、毎様団が		•	· ·		\$3 243 						State and the state of the stat	(4) (4) (4)				
an a								•		·						•		
風																		

	。 「開発事業に付随する施設」とは	50. 6. 10 付,外務省開発協力課資料	「国際協力要業団の関連インファバントロ	に次のとおり定義されている。	開発事業に付随する施設とは生産等のた	め直接的に必要とされる施設は含まず,道	路,港灣等の輸送施設,任宅,水道,下水	道,教育施設,厚生施設等を指す。	なお,当該開発事業の円滑な実施に全く	関係のない施設は対象外であるが, 相手国	政府、地域当局あるでは地域住民の要請に	より必要となる施設は含まれる。	。 周辺地域の開発に強する施設	前掲外務省資料で次のとおり定義されて	2.8.	周辺地域の開発に致する施設とは周辺地	域の経済開発のみならず社会開発も含むも
(8) 位付对象施設	貸付対象施設は開発事業に付随するもの	てあり、かつ周辺地域の開発に強するもの	であることが串楽団法(第21条)で規定	されている。		:									•		
	_		17.														i di

は成の社会開発に が保住民の値社の自 が発力をあるられ は、政力の機林様、 は、政力の機林様、 は、政力の機林様、 は、政力の機林様、 は、政力のからは、 は、限らず、 もののはのす。 とのののののは、 とのののののは、 とののののののは、 とのののののののののののののののののののののののののののののののののののの	度 のてもる。周辺地域の社会開発に強す 連施設とは、地域住民の福祉の向上の の施設でもり、当該事業もるいは同徒 及びその家族専用とされるものは原則 て対象としない。 周辺地域の経済開発に強する関連施 は当該開発事業以外の機林業、鉱工業 事業の開発に強するが否するかの判 当っては、現時点に限らず、相手国形 るいは地域当局の開発計画等に基づき い和来で由地域の開発に役立つことが到 で相然としているものも含めて考慮す 対数となると判断される施設につい 部分的に対象とするのでもる。	
空 進の及 と は 母 当 るい ち 部 の	是	雷
	取	部
	聚	· ·
殿		
	an l	朔

の、文句を発展での本体的と下で、大の施野は対象とするものとする	が、ことに表示されていない施設について	は、事業団法に準拠して判断するものとす	3. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	公民館,築会所。後楊,郵便局,稅関,	警察器, 紅在所, 消防署, 消防車, 教急車,	学校,教会,寺院,病院,診療所,水道,	下水道, 市場, 共同浴場, 貯水場, 汚水処	理場,図書館,体育館,運動場,アール	公園, 通信施設, 航路模職, 訓練所, 普及	施設, 道路, 権殊, トンネル (地域の主要	道路および一定規模以上の集落を経由する	道路を対象とし,事業林道は対象としない)	港湾施設, 発送電施設, 貯蔵施設, 飛行拗,	航空械, 駅, 鉄道, 運河, 用排水熵設, 住	名(特に必要と認める場合以外は対象とし	、ない。学校,病院等の職員のための住宅は
									· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·							
	•													•		

. . .

明							例えば,8億円の場合,最初の3億円に	ついては100% 残りの5億円については	3億円×100%+(8-	3)億円×7.0%=6億5千万円となり,結	果として閱資率は6.5/8=8.1%となる。	٤	海外貿条件への追加設強につるては事業	て起算する。	ュクトの定義	ナショナルブロシェクトとはそのブロジ	決定されたもの、およ
酰	対象とする。					0 計算例	例えば,8億円の	ついては100%。現	70% 73500.	3)億円×7.0%=.6	果として樹資率は6.	。 梅外貿 案件の取扱な	海外貿条件への追	費は海外貿分を含めて起算する。	ο ナショナルプロシェクトの定義	ナショナルブロシ	ェクトの実施が閣譲決定されたもの,
阅			貸付条件は当面以下のとおり運用すると	間で合意に選してい			超級		100% (3億円超分)	70% (全体として)	個別に定める						
規		(4) 贷付条件	贷付条件は当面以下	いうととで関係省庁の間で合意に避してい	るものである。	(1) 微資率	申業費	E	3億円投下3億円投下	ល	3 0 億円超	•					
193																	
茰																	

び,これに準ずるもの。					***************************************	Ali	·	- i			3				0
() 利率(年率)	等 荣 费 利率(%)	5 億円以下 0.7 5 5 億円超 20~3.5	しナショナルブロジェクト 林関連	(1) 貸付形式	当初,限度貸付契約配審貸付とし、6	付実行が完了した時点で,事業の完了を	確認した上で債務承認を行なうとともに	井琦契約証書貸付に移行させる。	(N) 依随方法	復選期限は20年以内(ナショナルブ	ロジェクトは30年以内)とし,内,据	域期間は5年以内とする。	上記の前提条件をふまえ,現地開発事	※体の慎置能力を, 財務諸表から査定し	現地開発事業体の存続期間、輸銀、基金の

4. 實際的學業等~0 (1) (2)	規条件,施設の耐用年数等を勘案して定めるものとする。 (VI) 保証人 原則としてとらない。 原則として銀行保証とする。 ただし同族会社の場合は経営責任という意味から代表者の個人保証を併せてとるととする。 自接条件 事業団法第22条第1項(2)に次のこのに規定されている。 「(2)前条第1項第3号ロに掲げる業務当該数的事業等につき,日本輸出入銀行をおおめな路のも其をからなればをある	を を を を を を を を を を を を を を	で 「我酸的毒素等」:の意味 試験事業, 試験的事業, 準試験的等業な あわせている。
	こくらはい世の後にあると認められるにと。」	1.5 z & .]	

			o 地域の考え方	自然的条件が異なる地域は別の地域とみ	なす。	o 事業期間を5年以内とする根拠	成林の見込がたつまでとするものとし、	5年を経過すればおおよそ成林の町否が判	断できるとしているものである。			- 0 事業費の具体例	用地取得費及び借地料,苗畑造成費,育	苗費, 地拓費, 植付费, 保育費(下刈, 除	伐, つる切, 施配, 防除等) 宿泊施設, 苗	知施設, 苗畑用きょび造林用機械, 車輛,	林道,作業道,造林地保全施設,與施設計
(2) 侯付对篆者"中心" 在江州中中中	関連施設整備事業に養する。	(8) 戦験事業の共活の場合になられ	(1) 貸付対象導機 1	林兼にあっては当国。 戦後造林が対象	に想定されている。	対験造林とは当該地域におって造林の	突緩がなく, 造林技術が全く確立されて	らなる場合に試験設計に基づき,当該地	域に適した造林技術のあり方をさぐるも	のをいる。	試験造林の事業期間は5年以内とする。	(三) 女在这級串樂墩	原則として試験事業に必要な経費は全	て対象とする。	ただし、土地の取得については、事務	所等敷地, 苗畑用地は認めるが, 造林用	地は原則として認めない。
																	1 11
1																*	:

	資材費)		-														
胎	贵 , 技術指導費,				-												
彩	費, 管理費(監督費,	雄蟹。	•					•	7.4 4				:				
田		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	以下とする。 融資率		0.75%とする		償還期限は20年,内, 据置期間は		保証人	作べ同じ。	#		貸付対象事業は当面, 試験的造林と未	1.5.	試験的造林仕事業内容としては試験造	つっても, 事業費が	及び事業内容から
規	(1) 货付条件	日 咽 一	事業費は1億円以下とする。	は100%とする。	(石) 利 附(年附)	(b) 債強方法	伐 遭期限付204	5年とする。	(4) 使付形式,担保,保証人	関連施設整備事業に同じ。	(4) 試験的事業	(1) 贷付対象事業	贸付对象事業付当1	利用樹加工が想定される。	試験的造林仕事業的	林に討当するものであっても、苺菜費が	1.億円をこえるもの,及び事業内容から
Э											•						
風		-															

みて、本来的な試験的造林がある。 本来的な試験的造林は企業ペースにの りらるかどうかについて経営的観点から 試験を行なりもので、毎年、一定規模の まとまりのある造林を実施することによ って、企業ペースにのりらる技術体系に おける造林技術の確立を目的とするもの	てある。 なお、全体毎業規模は15億円以下のものに限ることとしている。 ・未利用物加工は、現在我国において利用されていない樹猫について、その加工技術を確立することにより、未利用樹の有効利用を企図するものである。当面は用めためのチップ化技術が考えられるが、併行して造林を実施するものを主体に対	※のして受力してなくとは、800とは、

項目	規	阅	諡	雷
	ている。			
	() 设付对象等蒸费			
	試験造林に強ずる。			
	(三) 域付条件	:		
	(7) 融資級			
	母媒費15億円少	5億円以下のものに限定し,	o 「特に必要と認められる場合」	る場合」
	融資率は70%とする。	.20	ナショナルブロジェクトの場合を想定し	トの場合を想定し
-	作に必要と認めら	年に必要と認められる場合は75%	ている。	
	まれ間みる。			
	乞 悉 附(年刊)			
	試験的造林は25%とする。	% Ł † 3°.		
	未利用樹加工社 2	未利用樹加工は25~35%の間で	。 米利用樹加工の利率	
	個別に決定される。		一般には35%となると思われる。	と思われる。
	(A) (数域方法		o 標準伐期	
	対数的造林ドレマ	試験的造林については据世期間は10		
	年を上限として、最短伐拗とし、仮通	短伐期とし, 休遠		
	期限は30年を上限として, 伐採完了	として, 伐採完了		

# 大利用権加工については償還期限は キリ	,	伏期令	10年	15年	2 0 年	30年以上)		クトとして慰職秩 知	亍(大蔵省,外務省	试験的事業として?	1.た事業を対象とす
時とする。 未利用権加工については償還期限は 20年, 95据電期間は5年を上限と する。 口 貸付形式, 担保, 保証人 関連施設整備事業に同じ。 試験的事業 試験的事業 試験的事業 は、要求投が15億円以上の事業を1び ナショナルブロジェクトが認定される。			キリパルサ	ジョア	グジュットュン・ナリナ	ボイー マル・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア		ナショナルプロジェ	されるか,又は関係省月	農林省)間において準	り上げることが決定され
	メイイ田	未利用地加工アンでれた復選期限は	0年,	 .			(1) 貸付対象事業	試験的事業の性格を有する事業であっ	て, 苺薬費が15億円以上の苺薬をよび	ナショナルプロジェクトが想定される。	

監							4				:						
疆	.65			12 12 13				·									
胡			準試験的造林は試験的造林に準ずる。			•		17.50	3. 保証人	戦に同じ。		業務方法書第29条に次のように規定さ		試験的事業等に係る資金の	薬等が特に必要であ	母業計画の内容が適切であり, かつ,	又は債務の保証に代えて出
横		(ji):貸付対象事業費	準試験的造林は討	(ii) 货付条件	(1) 報發路, 利率	個別に決定する。	(4) 債強力法	試験的事業に準ずる。	(b) 貸付形式, 担保, 保証人	関連施設整備事業に同じ。	(1) 出資対象事業	業務方法番第29条	れている。	「第29条 試驗的	出資は, その試験的事業等が時に必要であ	り,畢業計画の内容が	資金の貸付け,又は債
																	-
函											5. 出 英						

																	ia i
資しなければ当該事業の遊成が著しく困難	てあると認められる場合に限りこれを行な	9 c 2 b ± 5 5 ,]	(2) 出資の限度	業務方法書第30条に次のように規定さ	れている。	「第30条 出資の限度は出資を受ける	者の試験的事業等に必要な資金に充当され	る資本金の50%以内で, 事業団において	出資を行なりことが必要と認める金額とす	80.1	(3) 田效の万形	業務方法計算31条に次のように規定さ	れている。	「第31条 出資は原則として、株式の	引受け、払込みの方法による」	(4) 株式の処分	英格力法書第32条に次のように規定さ
																.4.	

項目	規定	親	
	れている。		
	「第32条 事業団は株式(株式に巻げ		 -
	るものを含む。以下同じ。)がその取得価		
	格以上の適当な価格で処分し得るようにな		
	った場合又は取得価格以下であっても当該		
	株式を処分することが必要かつ適当てある		
	と認める場合には速かだ株式の処分に努め		
	5402730J		
6. 位付け等に係る調	調査の実施については「投融資審査等調査		
極	の実施了解事項」によることとしている。		
	(1) 調査の目的		
<u> </u>	投融資業務が開発途上地域等の社会の開		
	発並びに農林業及び鉱工業の開発に必要な		
	資金の円滑な供給を図ることによって, こ		
<u></u>	れらの地域の経済及び社会の発展に寄与し,		
	国際協力の促進に登するとの業務の目的に		
. ت <u>ت</u>	沿って適正に運営されることを確保する見		

地から, 貸付付対象事業の有子る国際協力 効果の実現及び当該貸付付等に係わる債権 の保全及び国収を確保するために, 貸付付 等に係わる調査を異施する。 調査項目 (1) 一般調查 切 事業実施地域(2分付、設済政策, 制 度, 開発計画, 対外政治経済政策, 制 度, 開発計画, 対外政治経済政策等 (4) 事業実施地域の実情から見た事業計画 画内容の妥当性一事業計画内容の正確 性, 社会経済環境から見た事業計画 とは、社会経済環境がら見た事業計画 をは、社会経済環境がら見た事業計画 とは、社会経済環境がら見た事業計画の 計価(立地環境の適否, 経済性、公共 性から見た規模, 質の評価等)。 (5) 事業の実認と運営及び管理状況一事	進 実
地から, 貸付付対象事業の有 効果の実現及び当該貸付け等 の保全及び回収を確保するた 等に係わる調査を実施する。 (1) 一般調査 (2) 調査項目 (2) 調査項目 (3) 期登項目 (4) 事業実施地域のおける (4) 事業実施地域の実備か 固内容の妥当性一事業計 性, 社会経済場域から見 評価(立地環境の適合。 (5) 事業の実限と過行。	業の実情(或は計画内容);。事業の進

朔																	
· 20																	
阅	,程档等),運営	14. 14. 14.	8. 2410	事業実施地域の属する中央又は地方	政府等の政策における事業の位置付け	画等との整合性,	等の確認, 事業に	钟。	(4) 専業の専業実施地域及びその周辺地	域の経済及び社会の開発に資する度合	並びに将来の開発に及ぼす影雑一事薬	実施地域及びその周辺地域の途槳とそ	の環境(地場産業, 配労状況, 集落分	布,、說業状況, 生活模式等)。 畢業與	施地域及びその周辺地域の既存インフ	状況。事業対象イ	ンフラ施設の必要度(既存インフラ施
城	施主体の内容(組織,	管理の実情等。	国際協力効果に係わる調査	事業実施地域の履	市等の政策にもけ	一経済政策,開発計画等との整合性,	許認可及び条件付与等の確認,	対する製盤及び評価等。	奪業の事業実施地	の経済及び社会の	び下牟米の開発に	施地域及びその周	環境(地場産業,	,就業状況,生活	地域及びその周辺	ラ施設の状況と利用状況。事業対象イ	フラ施設の必要度
<u>-</u>	插			B	一—————————————————————————————————————	Ĭ —	盐	衣 	Ξ	A	料		Ö —	一	超	il.	>
項目																	
											·				<u> </u>		

													•				1.5.7
散との競合, 補完関係, 地域住民への	開放状況と利用度或は利用可能性,地	域住民の期待庭等)。 卓 薬の現地経済	事情(雇用,所得,財政,貿易,関連	産業進出等)に及ぼす効果。事業の現	地社会事情(地域人口移動,人口增加	集落形成,文化水準の向上等)に及ぼ	す効果。単类対象インフラ施設による	周辺インフラ強設への誘発効果(地域	開発促進,既存インフラ施設の改善,	質理,新施設の散魔等)。	り) 母業実施地域における母業に対する	評価及仗要望一経営,労使関係, 地域	環境等に関する評価及は要望。インフ	ラ施設に対する認識、評価、管理,改	(余報)	() 俊権の保全及び回収に係わる調査	(プ)
					·	<u> </u>											

	#	Ų.	2011	HE	
α 	220		P.T.	3	7
-	程営能力(経験,調	融見, 統制力等),			
-	内部組織(統理, 複樣,	玄菜,労務管理等)			
	従業員(構成,給与,モラール等)。	デ・モラール等),			
	労使関係,取引銀行評価,資本系統等	7評価,資本系統等			
	(1) 女付金の使治一対鉄街,	1象物,規模,倒,			·
	金額、建設状況等の確認	の確認			
	り、貸付条件の履行状況一貸付契約事項	六 况一 党 付契約事項			
	単行の確認				
	(中) 事業実施主体の	事業実施主体の経営状況―事業の進			
	步状况, 营業状况,	步状况, 営業状况, 経理状况, 銀行取			
	引状况, 事業計画(引状况, 事業計画(生産, 販売計画等)			
	の進歩状況、専業法	の進歩状況,專業送行上の各種問題点。			
	各種協定者の連守確認等	電影等			
	は、事業の将来の運営計画一計画の有無、	営計画一計画の有無。			
	安当性,具体性, 昆	妥当性, 具体性, 問題点, 事業団との			
	政保への労働権				
	(IV) その他, 目的を選成するために必要な	女するために必要な			

																	*	
毎万一他の関連する再業の関格、国内株	本業への影路, 強粋の収集等	(3) 調査実施基準	次のいずれかの場合に実施するものとす	2.00	(1) 国際協力効果に係わる調査の場合であ	って、事業実施地域関係機関、地域住民	等の要請等を確認し, 母業実施主体のと	るべき措置を検討指導することが,必要	であると認められる場合	() 事業の種類, 憩禄, 又は事業実施地域	神が単 楽団や ひの食行び 神の対像 プレイ	初めての場合であって,固内調査だけで	は事業計画内容叉は事業実態の把握が不	十分であると判断される場合	(ii) 貸付金の使法又は貸付条件の限行状況	の把握叉は確認が固内調査と合わせて,	特に必要であると認められる場合。	
													-				<u> </u>	

明															
部先															
規	(IV) 事業與施主体の経営内容が著しく悪化	※ しているか,又は事業実施地域の投資環	境の著しい変化により経営内容の悪化又	は事業計画の変更が十分予想される場合。	(V) その伯牧破徴業物の円滑かり適用な選	営に資するために主務官庁が特に必要で	あると窓める場合。	(4) 調査結果の報告	現地調査を終了後は,速かに調査の結果	の報告替を作成し、審査調整作成のための	資料の1部とするとともに別途, 総裁, 副	総裁,関係理事,関係部長及び主務官庁に	提出するものとする。		
Е			•										-		-
項															

第2章 資金需要把握と予算

説明			1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 100			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			1. 我有他獨立所要為一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	化新分配 化黄色 医二乙基酚 医二丁二丁二丁二丁二丁二丁二丁二丁二丁二丁二丁二丁二丁二丁二丁二丁二丁二丁二丁	した ないかんしん	(1) 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	9.0
平	要求替編成の手順は昭和52年度ていえば別紙の通りてある。	この作業に合わせて林璇投融資課としての	作業の概要は次の通りである。	① 個々の借入相談による資金需要の把握。	② 林野庁計画課の「梅外林薬開発ブロジェ	クト調査」(毎年度初めに日本製紙連合会,	木材輸入協会等の業会団体を通じて実施す	る。)に対する協力による資金需要把握。	③ 上記①②の調査等にもとづいて翌年度	の資金需要概算額を算出し, 個々のプロ	シェクト別の説明書を付して概算要求資料	として仕上げる。	
Œ.	翌年度予算概算 浓												

韻	当年度の予算(貸付計画)の実行見込につ	いては, 前年度から常時把握する努力を続け	る必要がある。	しかし事実上は前記1の翌年版概算要求の	編政作業を通じて、その前提作業として、当	年波分の実行見込額をできらる限り正確に把	握することが必要になる。	なお当年展予算実行計画に計上されていた	トプロジェクトであっても, わが国の国際協	力方針に反せず,事業団法等に照らして妥当	な計画できれば, 院に借入相談の応じてひく	ことが可能できる。			di di		
ላህ			収支予算作成決定								4≾		7年画)				
統			資金計画, 収支		·額決定		5行予算通知	.· .·	(決定	: }-	9 英行計画作	57	华铁宏(堡			•	
₩	外務省予算交付	>	事業計画,資金	->	各予算項目別金額決定	->	各予算項目別実行予算通知	->	関係各部配分額決定		農林業関係業務與行計画作成	->	当年废器林賢金枠決定(貸付計画	·-		; ;	in a second
i I	公路		珊		\$€1		44										
	当年度予算集行 外都		事	 -	<u> </u>												A 5

第3章 貸付事務

	1000 mm	(4) (2) (2) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	借入相談があった場合,内談カードにプロ	シェクトの概要を記入し、担当理事まで回覧	J. 30	ブロシェクト内容の進展に応じてその主な	動きを担当理事に報告すると共に,内骸カー	ドの二枚目記録補にその要点を記入し担当課	長の閲覧印を受け、毎頗の推移を明らかにし	14 40 CONTRACTOR	事業団の融資案件は云うまでもなく, わが	国の対外政策,国内施策,予算上,制度上の	割必飾とのからみがあるので,なるへく強矩	を避け借入相談を受けた場合は適当な時期を	選んで適宜林野庁、農林省国協課等の関係官	庁と連絡をとり指導を受けつつ事務処理を進
	#tU			1842.4.2	gage - Louis C	٠ سيد								25 g		•
	統		影回													
8 ₩	#	借入相談から貸付決定までの手続き	内骸カードの記入										And			
<u> </u>	В	、相談から角	201		-		:							-1		.: :
₩ •	項	1. 借入	借入相談													ş÷
. [. 1		Ξ													

説	0	借入相談の段階で,借入申込者の実施する	事	応判断し,正式な審査を開始する。	正式を借入申込費に先立って予備申請費を	提出させる趣旨は次の通りである。	事業団の融資対象プロジェクトは概じて国	内外の制度や諸情勢と複雑にからみあってお	り,時間的な推移との関係もあり,当初から	设付金額,貸付条件等のメドがつかない場合	が多い。従って最終的に借入者と貸付機関の	合意に達する手続きとしては、借入申込書→	貸付承諾→貸付条件通知→限度贷付契約とい	ウステップを要するのであるが, それ以前に	借入申込会社の正式な意志表示としての予備	申請書によって事業団の制度との適合性を検	討したらくたとだなる。
	\$ 40		##	記	변 	——— 描 田	· 	—————————————————————————————————————	9	本	# #		—— 金	が、	借入	福	単に
æU		予備申請報及び付属資料の提出を受け正式													Cov		
薨		右属資料	± 20°												:		
₩		子伽申請報及び	左審查事務を開始する。											- \$ - \$ - \$ - \$ - \$ - \$ - \$ - \$ - \$ - \$			
		予備申請書									. •			#			
函		(2) 予修										•	**	1.		: :	٠.

なり,双方の意志確認に手間どることになる。 **に把握し,借入申込金額,借入条件を確認し,** 方針による資定等事務手続き上徙らに複雑に いわば借入申込と承諾といり法律行為をで きりる限り明確な整理された形で進めること なねらったものであろり。 予備申請費を用い 借入先の方針変更による借入申込撤回,借入 申込内容の訂正, 変更, あるいは, 事業団の なでいかたもののか、その取扱でにひてた散 会社としても、予備申請書から併入申込書 への過程を通じて、事業団の制度内容を充分 資金計画を含めて, 事業計画を最終的に決定 ずに借入申込書のみで処理しょうとすると、 なお、予備申請替はもちろん借入申込書を 安理したとないっても, 安付承點については られらかも約束したらなのことはいりまたも することになる。

風	<u> </u>	#	競	-\$tU	餡、湯	
					解を受けないように処理していく必要がある。	20,00
					なお現在予備申請費は受付をしても,專	継
					団内部で何ら正式な処理が行なわれておらず	ئ ر د0
					形骸化しているきらいがある。	:
					るし予備申請審に実質的な意味を持たせる	الة. ك
·					場合は,借入相談後できりる限り速やかに徴	み
<u></u>				- 3 •	水し, 担当理事等に回覧し書類上の正式な判	対
					断を求めた上で,貸付審査事務に入る等の明	る温
	•			· · · · · ·	確な事務手続きが必要となってとより。(資	無)
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			金需給が通迫してくれば、かのずから早めに	ある
					予備申請書を受理し、プロジェクトの選別を	羽を一
					強化しつつ, てきりる限り早期に貸付方針を	発
					確定せざるなえないものと考えられる。し	ڋ
					し上述したよりに資金枠に余裕がある場合で	41
, <u>.</u>					も予備申請替には一定の意義があるものと考	が来
					2523	4
(3) 维	審査調書の作成	塞 查調費は次	の各項目に	箸査調書は次の各項目について検討した結	試験事業の場合は,試験事業の目的,	試験
		. * -				

	果	果を記載する。	設計内容の検討を重点とし, 原則として, 収
	Θ	设付 要填案	益性, 長期の資金繰り等についての検討は省
	<u>@</u>	借入申込者の概要と適格性	路することにしている。ナなむも関級単業は
	®	現地提携相手先の概要と適格性	本来の性格からみて試験の結果にもとづき将
	•	現地開発企業の概要と適格性	米の母薬化をめざじてはいるが, 試験専業自
	<u> </u>	開発事業の概要と進捗状況	体の収益性はたなもげにして, 試験事業内容
	©	融資対象事業内容の概要と目的、意義。	の意義を追求するはずのものであるからであ
	i41	妥当性, 国際協力効果	2
	<u>©</u>	開発事業の収益性	従って当分の間林業の試験事業(時に造林)
100 to 10		(収支計画表) (水平) (水平)	は試験内容, 規模, 収益性等を同わず一律に
	·	(6) 開発事業の資金計画	20年の依遠期間を適用することにしている。
		(資金計画表)	
	(9)	事業計画の概要を表わす図面	(田)
***		みの街分販で応じ	投融資審査等調査につてた別項。
	9	当該業界の勘向	
12	3	対象国の投資環境	
	(2)	開発対象品目事情	. :
	9	かの 毎	
	-		

#F6		•								編	内部・外部への説	明は、それぞれブロ	ジェクトの内容, 進	、毎状況に応じて適宜	の時期を選んで実施	± 20°	
105 Head					٠.				44 A	姆	林野庁計画牒への説明	説明資料・審査調書)	農林省国際協力課への説明	(説明資料・審査調番)	外務省開発協力課への説明	説明資料・審査調製)	
	りまとめて	za ^c	<u></u> :::-	作成する。		ことする後	土上げる。	色り。		₩ #	① 林野庁	(説明)	② 嚴林省	(説明	(8) 外務省	(脱明	•
手	要約は条査調書の重点事項をとり	主として理事会説明資料。	事業計画概要図を添付する。)	主として大蔵省説明資料として作成する。		審査調費の完成までに謀長を中心とする検	部長への説明によって仕上げる。	外部の説明手順は次の通		部	集林業計画調査部長への説明	説明資料・審査調費)	担当理事への説明	秦林萊担当理事	投融資招当理事	、説明資料・審査調整)	
	要約は築	記入する。	(專業計画物	主として、		審査調事(討を重ね、	以後内部,	* 1	£C	① 維林業司	(説明)	13 祖学理	· 無財	**************************************	(説明)	
	審査調書要約の作			投融資案件説明) 作成	関係者への説明・	協議(正式決定のた	(14)									
通	(4) 審査課	桜	,	(5) 投融資	資料の作成	(6) 関係者	協議(正	めの根まわし)									

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
		③ 投融資担当部長連絡会への説	④ 日本輪	日本輪出入銀行(総務部業務
		EK	群)及び	霖)及び海外経済協力基金(紫
		(説明資料・審査調整要約)	務第1部	務第1部,業務第3課)への協
		④ 説明理事会への説明	黢(食付	酸(貸付要項等の一覧表)
age change of		(説明資料·審査調審要約)	⑤ 大蔵省	⑤ 大蔵省主計局への説明
			最林省	強林省, 外務省合同で説明
			(親明	(就明資料,投破資案件說明
			(本)	(
(3	借入申込書の受理	借入申込むは貸付条件等について関係者の	関係者の	いりまでもなく, 承諾理事会への付箋まで
	-	根まわしが終了した段階で申込者から正式に	ら正式に	に, 関係省庁への説明(協議)が終了し, ナ
		提出させる。		ペイ了解済でなければならない。
(8)	安付承諾	① 承諾理事会への付譲		
		説明理事会への付職内容に変更がない場	がなる場	
		合は特に理事会を開くことなく,貸付承諾	位付承諾	
		真 議者 べの捺印をもって換える。		
		② 貸付承諾菓職書の決裁		
		審査調勘要約を添付して貸付承諾何を作	く話何を作.	
_			7	

雷				-							,							
338																		
ACU					林楽計画課長	攻曼	即海	調査役	資金課長	大 辰	部 版	総務課長	総務部長	養林業担当理事	投融資租当理事	経理担当理事	非常動理事	然然在刘田明
干额	成才る。	決裁の順序は次の通り	林業投融資課長	林業開発協力都長	農林業計画調査部農林薬計画課長		*	経理部		. "	*	総務部	"	相当理事		A		# 1
EE					····				:									
阿																		

	· 工作以选择 "安安斯会会的选择的""这	借入申込替では,プロジェクト全体分(計	画事業期間中全体の必要資金)の総所要資金	に対して 酸資率 を乗じたものを借入申込額と	して記載なせたでる。	これに対し、貸付条件決定通知番は原則と	して単年展分の安付予定額を通知している。	当該年度の後半部に通知する場合は,次年度	分の資金実籍時期も迫っていることでもあり,	当該年度分と次年度分を併せて通知する場合	ももろ。	借入申込者の借入申込意志表示が,全体分	てあるにもかかわらず, その一部のみを承諾	通知するといり形式は,事業団の予算会計上	やむをえない処理ともいえる。 しかし,会後何ちかの留保条件を付した上	で, 全体分を通知する方法をとるよりに変更	することも考えられよう。
海绵 僧	報	貸付条件決定通知審を作成し、通知発送何	をたてる。	次裁圖序	林業投融資課長	林業開発協力部長	操林業計画調査部	農林業計画課長	3 次 安	昭 两							
	•	(9) 保付条件決定通知	华						-								

既		① 女付契約締結の時期	貸付契約は、専薬団として融資承諾の決	定が行なわれた後	a 貸付相手先と現地開路企業との間の	Loan Agreement が締結されていると	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	b 日本個・相手国側の許認可が取得済で	あるか、取得の見込みが確実であること。	(日本側においては,日本銀行の「外貨	証券の取得」に関する許可及び「債権の	発生等の当事者となることの許可」,相	手国側においては、投資許可等)。	c 事業計画が確定され、事業の着手が確	※できること。 アニートンドののいい	以上の諸条件がみたされ,現実に貸付実	行が予定される時点で,貸付契約締結の手
来 数	420	① 融資承諾決定後,貸付実行を行なうにあ	たり,投融資縣にて各個別案件ごとに,貸	付契約証書(案)を作成する。	女付数治問事(然)は、貸付相手先と内	容なつめたりえ弁護士と協議した後,事業	団内部決裁を得て, 貸付相手先に作成, 調	印を依頼する。	事業図内部決裁の順序は次の通りである。	林業投融資課長	林紫開発協力部長	幾林業計面調査部農林業計面髁長	安 农	は 一	経理 部	第金課長	" 次 读
項目	2 货付粜行手続	(1) 貸付契約の補結 (

	は田村		節点介もせる
	金	K.	たが13年27トる。
	総務部 課	麻	回 限度貸付契約と金銭消費貸借契約
		单	貸付契約を締結するにあたって, 各年度
	祖宗祖帝	股林萊担当理事	について 貸付予定額の金額を一括して実行
	菜	投融資担当理事	ナる場合は,金銭消費貸借契約を締結し,
		経理担当理事	貸付予定額を必要に応じて何回かに分割し
	***	総務担当理事	て貸付実行を行なり場合は、限度費付契約
	阿爾德數		を締結し、貸付実行が終了した後、債務承
	恭	,	認及び弁済契約を締結する。
	贷付契約配款は,贷付相手	貸付相手先において保	〇 貸付予定額
	証銀行の承認(代表者印を捺印)を得た	(印)を得たう	贷付契約は各年度毎に締結し,2年度以
	え, 貸付先代表者印を捺印し,	、事業団にお	上の期間にわたって締結しなる。彼って貸
	っては総裁印を捺印し, 事業	事業団側は正本一	付契約における貸付予定額は、当該年度に
	通, 貸付相手先側は副本一通を保有する。	を保有する。	おける事業費に融資率をかけた金額とし,
	個し, 保証銀行がさらに副本一適を保有	本一通を保有	貸出期限は, 各年度の3月31日とする。
	することもある。		これは、融資申込案件に対する事業団と
	貸付契約証書には,貸付相手先の負担に	手先の負担に	しての融資承諾は,数年間の事業期間につ
<u>-</u>	おって、証券上の記載金額に応じて、	1応じた, 密蕉	らて(おおむね3年程度)承諾が行なわれ

説	るが、これはあくまで事業団の内部決裁で	あり, 借入申込者に対し, 正式に承諾する	ものでなく、貸付契約の締結は、単年废主	義のたてまえにより,数年間にわたる融資	承諾期間の各年度限りの期間について行な	うことによるのである。(50.4.5付)	「投融資関係了解事項について」を参照)	(例外処理については後記)	④ 卷 유 典	約定事は、事業団が貸付相手先と新規に	取引を開始する場合, 両者間の債務限行に	ついて, その基本的内容を取決めたものた	事業団は, 貸付相手先に対し, 事業団所定	の約定事を画一的に適用し、貸付相手先は、	代表者印を捺印し, 印紙1000円を貼付	(印紙税法, 別表第1の第8号に13)の	りえ,事業団に差し入れることにより,こ
松	改正印紙税法, 别		弁済契約証帯につい	一の第 号に基づき	2°		ができる。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		るない以下の書類を	247			印鑑証明響(貸付相手先及び保証銀行	÷	貸付相手先・商業登記簿謄本及び保証		
手	を貼付する。(49.4.1	表第一参照)	なお,債務承認及び弁済契約証書につい	ては、印紙税法別表第一の第	50円の印紙を貼付する。			: ::	② 貸付契約の締結にともない以下の書類を	飲水する。	8 多 品 典	b 署名印鑑届	c 印鑑証明費(贷付表	の代表者印鑑)	d 贷付相手先·商粜3	銀行商業登記簿抄本	
函						•											·

111	₫ú	取着	及 5中	4~		٠	وي) 0	7
68 番	P	と表	海 安	6 7		班	先	作を	
と変	K	光	# 6 #	で同		摦	要	章 河	
	始 。 ①	存 格 格 米	す所	* 		影	第 4	約 証 約	
- 8 -	策る	は、は	用面	5 5 H		ئ	ال ا	₩ ₩ Ø	
	数 盤	臣	<u>5</u> #	田谷		ې	40 ±	in it	
大 架 体	出。 艺	事 极	政務	届付数		7	表示	次確で	
東 谷 田殿 付 全	回被	ヸ ゚ゟ゚	と 第二 日 日	よ り 錠		落	替ん	£ h	
れを包括的に承認する。 締結日は, 貸付契約締結の日付とする。 なか, 専業団全体として, 同一貸付相手	先に対し、2回以上破資承諾を行なり場合は、 治定権の彼太は省略する。	四、署名印鑑届四、署名印鑑届は、事業団が貸付相手先と取引を新規に始める場合、貸付相手先代表者	が今後事業団との取引で使用する代表者及び代理人の使用印鑑を事業団所定の署名印	盤届の用紙により届け出てるものである。 届け出日は,彼付契約の日付と同日とす	\$	山篭配男母 貸付契約の締結において, 契約当事者と	契約証券に表示された貸付相手先代のアニューを	炎冶, 朱背寮白代炎冶炉, 光巻群象汽柱 し木田織だして 七,確Þだ 4 の梁約当 華地の木田織だして 1. 権 4 だん 8 巻巻 1 華地 9 木田 1 東京 1 東	
題 雅 华	は終して、定に	名。 名。 新 印。 印。 規	後軍後人	用田), S	Ma 证 契	架。		
を確な	<u> </u>	第一路 海	A 5.	通通	8		ト * よ	をみたのの。	
\ 1	45 元	D E	~ C. Fr	**************************************	Α (©	— 1	* *	
		<u> </u>				*			_
1									
1									
}									
4 A									
*			·			<u> </u>	<u></u>		-
<u></u>		···	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<u> </u>			<u></u>		_
<u>.</u>	<u></u>	···	·				<u></u>		
*			<u> </u>	<u> </u>					
		<u></u>	<u> </u>						

過	印鑑に相違ないことを確認するため, 法務	局の発行する,予め登録されている代表者	印の印鑑証明と照合する。	法務局の証明日は, 余り古いものであっ	ては,その間変更されている場合も考えら	れるので, 貸付契約締結日より, 概ね3ケ	月以内の日鑑証明書を提出してもらうよう	にする。	商業発記簿謄本・抄本	商業登記簿謄本・抄本は、貸付契約の箱	結でなって契約当事者として契約武事に表	示された貸付柏手先及び保証銀行の代表者	が, 真に代表者であるかどりかを確認する	ため,法務局の発行する商業登記簿により	確認する。	① 取引番号の設定	取引番号の設定は,次の配号に1カ表示	
手統。		,														③ 貸付契約締結後,投融資票にて当該貸付	契約につき, 取引番号を定め, 取引番号台	
m												- 	-	- 	- _		-	
厨								44		-								

		破に記入する。	- A
		さらに貸付記入帳を作成し投融資課長の	(資金区分)
		梭印を受ける。	踢連施設整備事業資金化學等等
			試験的事業等資金
			(開発協力部区分)
			林業開発協力部門門門門門 3、 東東
			表示方法は,例えば,イー3ー×××・
			する。(50.名人「取引番号か」び手形治
			号についての投級資明係担当者会議合意事
			頃」 参展)
<u>(8)</u>	資金交付顧の受理	① 使付契約締結後, 事業団が保付実行を行	の 食付実行の妥当性
		なりにあたっては,各貸付契行のつど,貸	事業団が実際に貸付実行を行ならにあた
		付相手先より事業団所定の用紙にて、資金	っては、事業団融資資金の使途が厳しく限
		交付願の提出を求め、これに基づき、貸付	定されていることから,貸付実行時期及び
		果行金額及び貸付日(送金日)を決定する。	金額が融資対象事業を実施するうえで,必
		資金交付願において, 申請者は貸付相手	要且,妥当であることを充分確認する必要
		先代表者とし,宛先は,事薬団総裁宛とす	がある。 この点にひでん, 限度値行数巻票
	 •••	2°	者上にかんても, 事業の進捗状況を考慮し

就	て貸付実行を行なら旨。明記されており、	現在のところ, 林業投融資課では現地開発	企業における資金使途実績・予定内訳表に	基づいてナイ化実施済の事業に関した資金	並びに向う3ヶ月の事業を実施するために	必要な資金について貸付実行を行なうかた	ちて運用されている。	の も格フートの民扱る	贷付相手先と現地開発事業との間で締結	されるLoan Agreement がドル興てて統	結されている場合。事業団は貸付相手先に	対しては円貨で資金を払出するので、現地	開発企業へのドル送金額に相当する円貨を	算出する必要がある。現在の変動為替相場	制の下においては、日々為替ソートが変動	するので, ドル送金額の円 貨殻算にあたっ	ては
手	事業団は貸付相手先からの資金交付願を	するにあたっては,受付年月日,受付	を記入のうえ, 資金交付受付合假に記	20													
通		受理す	番号	入する。											. i		*****

役付相手先より報告を提出してもらうもの		•	;
使途状況(実績)並びに使途予定につてた		と する。	
地開発企業の融資対象事業に対する資金の	宛先仗林業開発協力部長宛	れていないが、宛先	į.
が妥当であることを根拠づける意味で,現	この様式は特に定めら	を提出してもらう。	
顧における, 借入希望額及び借入希望時期	資金使途実績及び予定額についての内訳表	資金使途実績及び予	
母金便途吳續·予定内职表は,資金交付	「貧金交付顧」と同時に貸付相手先より	② 「資金交付顯」と	
たっては10万円未満は切り捨てる。			
なお,上記の貸付実行金額の計算にあ			
算定表について」参照)		÷	
処理する。(50.5.31付, 「貸付金額	2:		
貸付実行時にその調整を行なうかたちて	•		
おいて, 過不足が生じた場合は, 次回の		7	
を確定したうえで,もし,実際の送金に	•		
ら,見込レートを設定し,貸付実行金額			
b 過去数日における為替ソートの働きか		··	
したやくか、		West of	
ってもらい前もって貸付実行金額を確定			
8 伐付相手先に予めドル送金予約を行え			

就	元夢 る。	et et e		**************************************		3 7 7 7											A CAMPION OF THE PARTY OF THE P
統		資金交付顧に基づいて, 貸付実行金額及び	送金時期等が確定した後,その貸付け奥行に	ついて, 事業団内部決裁を得る。決裁の順序				發 林葉計画課	次	部	調査役	資金課	次	超率	操林 菜担当理事	投融資担当理事	経理祖当理
270		5	*	松		нV	認成	和									
₩		資金交付額に基	送金時期等が確定[ひらて, 毎楽回内	は次の通り。	林業投融資課長	林業開発捣力部長	嫠 林業計画關 <u>齊部</u> 發林業計画課		*	経理部	"	"		担当理事		_
項 目 手		貸付実行禀議 資金交付額に基	送金時期等が確定	つらて、毎米団内	は次の通り。	林業投融資課長	林業開発協力部	操林業計画調	·		経理部	,,	2		東 面宗 田		-

東行旗 職者に添付する 曹類は 資金交付題(母) 貸付金額鎮定表 資金便途実績・予定内职表 , 新規貸付契約の場合におけ 付実行の際には, 上記書類に の母類を添付する。 貸付契約配審(写) 約 定 書 (写) 約 定 書 (写) 約 定 書 (写) 数付報手先定款 登付相手先定款 上のan Agreement (写) 日級許可(写)	食付実行菓競響に添付する番類は次の通り。				なお,新規貸付契約の場合における第1回	目の貸付実行の際には,上記書類に加え,さ					(写)(貸付相手先及び						1 野母落のなれ、 毎年が名詞母、老師等
--	-----------------------------	--	--	--	---------------------	----------------------	--	--	--	--	-------------	--	--	--	--	--	----------------------

ı					
- 1	通	m	事 第	說明	
			のオリジナルについては、林業投融資課より		Τ
			経理部資金髁に提出し,同髁で保管する。		
(4)	支出負担行為書	神寒	① 貸付契行稟職において,当該貸付実行に	① 支出負担行為審	<u>-</u> .
			ついて,承認を得た後,林業投融資課は,	会計規定第30条「予算の実施及び統制」	発電
			財務会計上の処理として,支出負担行為費	において支出負担行為は示選された支出予	· 中
			(別紙事業団所定様式)を起案する。	算実施計画及び債務負担行為実施計画の範	の
			支出負担行為書の決数は次の通りである。		٠
			林業投融資課長	事業団における交付金の支出等(海外技術	及
			林業開発協力部長	協力事業費、管理費等)につるては、	4 米
		. –	農林業計画調査部農林業計画課長	より、支出負担行為事に基づいて上記の支	る支
			以	出予算実施計画に定める金額を越えないと	Ŋ
			地 印	との確認行たうため,「文出予算契施計画	恒
			経理部(資金課長)	差引簿」を傭え, 支出予算実施計画示達額	翻翻
			" 会計課長	支出負担行為済額,支出決定済額等の記入	四人
			从"","","","","","","","","","","","","","	を行なってきた。	
			以 次	事業団出資金による開発投融資資金の支	る大
	***************************************	1	中 中	出についても現在のところ上記の手続が踏	と
					7

しゅうされ、「開発投融資予算差引簿」を	備え,開発投融資資金枠を超えていない	ことの確認を行なっている。		公議された 英法・アイン 仏教さん ア・セン	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	医外腺 医阴茎 化对子 医黄色 计分词计分词	本 X いっと State Manager Control	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1										
担当理事 等 100000000000000000000000000000000000	金田和田田 (1987年) (1987年)	支出負担行為書が経理部資金課を回る際	に, 同額において, 「開発投融資予算差引	簿」に配帳し, 当該貸付與行金額が, 事業	団全体として、開発投融資資金枠を超えて	いながるとを確認し、予算の統制を行なり。	左本, 支出負, 担行為書には, 資金交付顧及	び伝票を添付する。	② 支出負担行為費の決裁後, 林業投融資課	にて,文出依頼書(支出負担行為書の瓦半	分)を起案し,出納命令役に対し,貸付相	手先に対する資金交付を依頼する。	支出依頼書の決裁の順序は次の通り。	林業投融資課長	林樂開発協力部長	· · · · 经理部資金課長(合鞿)。	経理部資金課にかいて, 支出金額を「投	
							W.											

1	ES 1										方法化, 限度貸付	債務承認及び弁済契約が締結	全部手形質付けの方法で行	借入者の印紙負担の軽減。	単面の簡素化をは	日以降,新規に契	は, 「手形を用い	領収書を徴求して, これを
Qiii	Đĩ.				;					④ 領収費の徴水ドントト	貸付契約における貸付方法は、	契約の場合, 債務承認及	されるまでは、全部手形	なわれていたが、借入者	内部事務処理及び手形管理面の簡素化をは	かるため,51年4月1日以降,	参してひく案件につひては, 「手形を用ひ	ることに代え,領収事を
***	U	, 実際の資金手当	手許資金の不足がないかの確認		上, 同時に行なわ	支出負担行為書(支出依	経理部資金課に提出し,	にり当課に回送さ			(金交付は, 経理部	!行振込により行な		に振込まれるのと	「領収書」を徴水		貸付相手先に対し、事	われる日と同じ日
#		融資金管理簿」に記帳し	にあたり, 手許資金の不	を行なり。	上記①②の手続は実際上,同時に行なわ	九, 决裁終了後, 支出負	頼書を含む)を,経理部	資金交付後写しは資金課より当課に回送さ	たる。	資金交付	貸付相手先に対する資金交付は、	会計髁におひて,通常銀行振込により行な	われる。	貸付相手先の銀行口座に振込まれるのと	同時に,貸付相手先より「領収書」を徴求	する。	林葉投融資課は,貸付	薬団より資金交付が行なわれる日と同じ
			<u>ਨ</u>		<u> </u>		職	\$ \$\$\$\	<u></u> 두	Θ				·	<u>ma'</u>	<u>ተ</u>		
	I ((5) 資金交付と利息の								7
展	((5) 資金	敬							2

	に, 現地側へ送金せしめ, 日本側で滞留さ	処理することもできる。」(51年3月
-	せないよりにする。それとともに、すみや	17日)扱いとなってひる。
	かに, 貸付相手先より, 外国為替銀行の	
	「送金計算書」を提出してもらい, その写	
	しを経理部資金髁に回す。	
	貸付相手先が, 事業団からの慰覧金を本	
	邦側において, 国内業者よりの物質の購入	
	等に使用する場合は, 領収費又はそれに類	
	ナる書類を徴水するとともに, 現地へ送付	
	するにあたっての輸出承認事等を徴求する。	
	③ 利息の徴決	
	8 利息の徴収方法	の 従来の手形併用による貸付方法の場合で
	利局の数収方法については、国協議等	は, 利息の徴収方法は, 債務承認及び弁済
	3号「貸付要綯」第10条にかいて, 次	契約を締結するまでは「借入日及び手形書
	のように伝わられてる。"	き替えの日に、借入日叉は費き替えの翌日
	「利息は償還元本の支払期日に, その期	からその手形の満期日に至るまでの分を前
	日までの額を徴収するものとする。元本	払いする」ことになっており、資金交付と
	据域期間中の利息は原則として年2回以	同時に利息の徴収を行なうととにしていた

1	明	上の後払いにより寝収する。但し、手形 か, 「手形を用いることに代え領収書を徴	貸付期間中は,原則として3ヶ月ごとの 求して,これを処理することもできる」扱	前払いにより徴収する。 ト いたなったのに伴い、利息の徴収は、年 2	2 利息の計算方法は1年を365日と 回後払いするかたちで行なわれる。	する日割計算によるものとする。」 なお、利息支払日の決定にあたっては、	b 利息徴収の手続 対の存成するとともに, ロ	利息の徴収にあたっては、まず利息金 ーン・アクリメントにおける現地開発企業	額について経理部資金課と照合したのえ、から本邦企業への利子返済日をも考慮し、	て貸付相手先に通知する。	内部手続としては、林業投融資職にお 📵 現在、利息の請求にあたっては、投設資	いて、収入依頼春を起案し、請求計算者, 課より電話で貸付相手先に通知し、利息の	領収書,及び伝票を添付したうえて次の 振込みがあった時点で,経理部資金課より,	順序で決裁を回す。	林業投融資課長。 的処理になっているが、利息の請求にあた	本業開発協力部長・ っては、徴収日より数日前に電話連絡をと	- 一般林業計画調査部農林業計画課長 - るとともに、請求計算書を安付相手先に審	
---	---	---	--	------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------	---------------------------------------	--	--------------	--	---	---	-----------	------------------------------	-------------------------------	--	--

	松木機計區館存館的	
	次裁後, 収入依賴專等を経理部會会課	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1
<u></u>		
	に記帳を行なったうえで会計課に回す。	S
	事業団銀行口座へ利息の振込が確認さ	男が得りがなるので、 アン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	れた後、資金課より、収入依頼書等の書	
	類の写しが投融登録に回送され、利息徴	は 時代の ラー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
16. N	収が完了したことが確認される。	1、中心行為人間內部以及司令衛門於西口
(6) 貸付記入帳	資金の交付及び利息の徴求が行なわれるど	会投設登で記載されている元帳は、旧海外
	とに元帳(貸付記入帳)に記帳し,課長の後	質の様式をそのまま利用しており,現在のと
	印を受ける。 16日 6年	ころ法定帳簿として公認されていない。
		. •
2 3 4 4		
	15	No.
<i>z</i>		

第4章 貸付金の管理

1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 100	と旨とし, 手続きは円滑迅速に取り運び善良な管理者の注意を			改付契約の締結 位付けは原則として、当該年度限りの期間	の限度会付契約を締結して行なる、殷度贷付	契約により行なわれた場合、貸付を完了した	時点で債務承認および弁済契約を締結する。	帝結の手続きは, 契約証費の作成にあたっては, 当面案件ご	に順する。 とに顧問弁護士と相談のうえ作成していくも	のとするが、気付承諾時の賃付決定条件に従	ってなされるものとする。	債務承認きよび弁済契約の締結時期は限 度	貸付契約上は「債務者は債権者が請求したと
业	貸付金の管理事務の取扱いにあたっては厳正慎重を旨とし ,	もって債権の保全に万全を期するものとする。		「第3章2の貸付実行手続(1)貸付契約の締結」	の頃参照。			債務承認やよび弁済契約の締結の手続きは,	限度貸付契約の締結の手続きに順げる。				
項目	貸付金の管理事務の	もって債権の保全に	1. 贷付資金管理	(1) 貸付契約									

務承認を行ない」となっており,俊権者	が強くることになっている。	通常手形質付の場合は最終質付時の手形期	日に債務承認をさせている。領収番による貸	付の場合は最終貸付時か、貸付終了後出来ら	る限りナみやかに締結させるべく配慮する必	要がある。	貸付金の交付は原則として、債極保全手続	き完了後,事業の進捗状況等確認のうえ,資	金の必要時期やよび必要類に応じて貸付けの	相手方より「資金交付願」を受けて行な9%	0252°	貸付金に係る期日の管理は貸付実行と同時	に完済まで手形期日, 利息徴収期日, 元金回	収期日等について失念をきたさないよう期日	板に記入して管理するものとする。		
							「	型」の項物照。				手形切日, 利息徴収期日, 元金回収期日の	管理は「期日假」を使用し一括管理する。			① 担当者は資金課より似権が完務になった	旨の連絡を受けたときは貸付金記入帳に完
							(2) 貸付金の交付				.·	(3) 期日管理	•			(4) 完済に伴なら	井

通		10000000000000000000000000000000000000	説 明	
		済の表示をする。		
		② 資金課より債務承認かよび弁済契約証書		
		等の返還を受けた場合は, 当該書類を担当		
		課長の決赦をうけて債務者に返戻する。		
2。貸付金債権管理	(権管理			
(1) 指示事	指示事項通知書	貸付契約後ナチャかに限度貸付契約証券に	貸付金管理上必要な事項について,	限度貨
		基づき「指示事項通知審」を債務者に通知す	付契約証費の中で貸付けの相手方に対して報	カカ森
		°°	告を求める事項として規定している。	
		決裁の順序は次の通り。	営付金債権の管理者として債権保金上必要	上必要
		林業投融資課長	が認められる場合は指示事項通知書に基づら	素して
		林業開発協力部長	ての報告書類の数次だけでなく直接説明また	明また
		農林薬計画課長	は報告を求めるものとする。	;;;
		最林業計画調査部次長		şs Şs
		# 部長		## !
(2) 資金值	資金使治の確認		貸付金の交付にあたって,貸付資金が契約	が発光
			証書に記載する資金使途通り使用される	813
			貸付けの相手方から資金の使途を証する証拠	る群権

		に乗り越 子が 切り 一般 関本 スペク・ストス
		11114/1141/111111111111111111111111111
(3) 二學出於・母聚		東四東田文石校心教に応じて紹示學は通知
実施状況の確認		に基づく報告によるほか適当な時期に現地調
		査により施設等の設置状況,事業の実施状況
		等を確認するものとする。45000000000000000000000000000000000000
(4) 貸付けの相手方		債権の管理上必要な場合および貸付金の使
の観光		途について疑義を生じた場合には、貸付けの
		相手方の書類,帳簿をよび事業の状態を調査
		するものとする。
(5) 貸付条件の変更	条件の変更については、すべて関係官庁の	① 貸付の相手方から事業計画または資金使
	内筋を得たりえて総裁決裁によって決定し,	途の変更の申出を受けた場合には、その変
-	所要の処理を行なう。	更が当初の貸付資金の趣旨および融資効果
		ならびに与信上の視点からみて適当である
,		場合に限り認めるものとする。
		② 貸付けの相手方から復選期限, 仮選方法
1.		担保をよび保証人等の変更の申出を受けた
		場合はその変更の必要性および債権保全上
		の支障がないか否かを調査して決定するも

② 貸付実行後,保証人の保証能力に重要な	変動があった場合には,債権の管理保全上	支障の有無な調査し、保証人の変更あるい	は追加等必要な措置を開げるものとする。	③ 保証人の住所, 印鑑等保証人徴求にあた	っての届出事項に変更のあった場合は、変	更の都族ナみやかに届出を求めるものとす	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	安付けの相手方が次のいずれかに該当する	場合には、原則として期限の利益を失わせ、	(食) 関連関係にかかわらず、質付金の一部または	全部の弁済を請求しなければならない。ただ	し、ダ付資金の懸留さよび貸付けの相手方の	状況等からみて適当と認められる場合には繰	上げ位還の指示を猶予することができる。	① 貸付けの相手方が資金を金銭消費貸借契	約証書その他金銭貸借に関する契約証書に	記載された便盗以外に使用しまたは貸付役
								(8) 繰上げ償還の	指示								

歌	長期にわたり使用しない場合。	② 貸付けの相手方が償還または利息の支払	これ遅延し、以後早期に債強または支払と	が見込まれない場合その他前号の契約に基	づく鉄路の履行を怠った場合。	③ 貸付けの相手方または当該開発事業の契	約の相手方が開発事業に係る契約等を解除	し、もしくはその履行を怠ったとき、または	上記開発事業の目的の達成が困難もしくは	不可能となったと認められる場合。	④ 貸付けの相手方の財産または担保物件に	ついて強制教行,教行保全処分もしくは競	一 売の申請を受け、または公租公課の滞納処	分を受け、または破産、和職、会社整理も	しくは会社更生手続の申立てを受けた場合	または解散もしくは事業団の承諾なした哲	楽の全部もしくは一部を譲渡した場合。
শ্বয																	
蒊																	,
₩	,																i
:					··· <u></u> -		-					<u>-</u>		, 			·
: 555																	
展								, de	•								
<u> </u>]		<u></u>			, 		-6	 2	 -::-			· · · · ·				

⑤ 貸付けの相手方が手形交換所から取引停	止処分を受けた場合。	(6)、貸付けの相手方が支払を停止した場合。	① その他期限の利益を喪失させる必要があ	る場合。	貸付けの相手方に開発事業から当初計画以	上に回収金等があり、貸付けの相手方の弁符	能力に余力が生じたと認められる場合は、貸	付けの期限やよび償還方法にかかわらず貸付	金の全部または一部について期限前債還の請	水を行なりことができる。	元金および利息の期日後入金による損害金	は入金しなければならない金額に対し,その	期日の翌日から入金日までこれを徴収するも	06530		
:						**************************************					## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##			会是 10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
· · · · · ·						·							*			#
					(9) 期限前債盈						(0) 損害金					:

第5節その徳・

(五) はない (1)	統 き 説 明	貸付先から貸付金の残高証明書発行依頼が	り手続きによる。	当該先の貸付金記入蝦の残高との照合に	より残高証明番発行依頼書の林業部関係残	高欄に担当者の確認印を押印し資金課に回		資金課で所定の手続きにより証明報を発	○ 2 1-29	発送の控を資金限より回付を受け保管す		贷付承赔状况,贷付契約状况,贷付契行状况,	数本)级収状况	阿方俄回头校院 下吧了心下,四些一层头甚至一个桥里。 4	十四にノバ・ころが、四十老が、十段が、均越空、田宮、倉倉弁・宮、プロジェク・空鎖を	
(五) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日	₩	貸付先から貸付金	あった場合は次の手続きによる。		より残高証明費器	高欄に担当者の確認	付する。		行し貸付先に発送する。		ૹ	位付承赔状况, 设付	(食付金利息(手数料)缴収状况(4)通二人同时设置	国産に独回を決党工程を行うといいます。	古門に入り、ことだりを発し、神宮、田門、各合作	

Control of the second of the s

服度貸付契約証書

(貸付けの要項)

第 1 条 国際協力事業団(以下「甲」という。)は〇 〇株式会社(以下「乙」という。)に対し、下記要項により、金員を貸し渡すことを約 諾した。

記

1. 金 額 元本限度額 金 円也 ただし、一部又は全部の弁済があっても、貸付累計額 はこの限度をこえないものとする。

14、2000年基本。

2 使 途 乙が 国 所在の同国法人○ ○会社(以下 「丙」という。)との間に締結した西暦 年 月 日付 Loan Agreement (以下「原貸借契約」という。)のうち本契約書末尾記載の施設(以下「本施設」という。)の建設工事のため乙が丙に対し融資する資金。

- 3. 貸出期限 昭和 年 月 日 ただし、上記期限は、本施設の建設工事の進捗状況を 勘案して、甲において延長することができる。
- 4. 貸付方法 乙は借受けの都度,当該金額につき領収書を甲に交付する。

この契約に基づく貸付けの時期及び金額については, 貸出期限内において,本施設の建設工事の進捗状況及 び乙の資金繰りその他の事情を考慮して甲が定めるも のとする。

本施設の建設工事の変更又は原貸借契約の変更その他の事情により、融資資金が減額されたときは、甲はこの契約による限度額までの貸付けを行なわないことができる。

- 5. 償還期限 昭和 年 月 日
 - 6. 利 率 元本残高につき年 %
 - 7. 利息支払方法
 - (1) 元本残高につき毎年 月 日及び 月 日 に後払いする。
 - (2) 利息の計算方法は、1年を365日とする日割計 算による。
- (3) 利息の支払期日が休日のときは、甲から別段の指示がない限り、これに次ぐ営業日に支払りものとする。この場合、利息の計算はその支払日までの期間について行なり。

(特約)

- - (1) 乙が元本の債還若しくは利息の支払いを怠り、借入金を第1条第2 号の使金以外に流用し、又はこの契約若しくはこの契約に付帯する契約 の諸条項に基づくその他の義務の履行を怠ったとき。

- (2) 内が原貸借契約に基づき乙から借り受けた資金を本施設の建設工事以外の使盗に流用したとき。
- (8). 原貸借契約が解除されるか、若しくは乙又は丙が原貸借契約に基づ く義務の履行を怠力ととき、又は原貸借契約に基づく義務の履行が困 難若しくは不可能となったと甲が認めたとき。
- (4) 丙州解散,事業閉鎖又は著しく事業不振に陥ったと甲が認めたとき若しくは丙につき破産の申立てがあったとき。
 - .(5) 乙が自己の意志により丙の株主権又は経営権を失ったとき。
 - (6) 乙の財産又は担保物件につき、差押の申立て、仮差押若しくは仮処 分の申請、競売の申立て又は公租公課の滞納による督促若しくは保全 処分を受けたとき。
 - (7) 乙につき,整理, 更生手続, 和議若しくは破産の申立て又は支払の 佐止があったとき。
 - (8) 、乙舜孫形交換所かり取引停止処分を受けたとき。
- (9) 乙が振出し若しくは引受けた手形の支払いを満期日に行なわなかったとき、又は乙が振出した小切手の支払いを行なわなかったとき。
 - (C) 乙が解散、事業開鎖又は甲の承諾なしに営業の一部若しくは全部 の譲渡を行なったとき。
 - (11) 乙が甲との他の契約に基づく債務の履行を怠ったとき。
- (12) 乙が丙の資金のために日本輸出入銀行(海外経済協力基金)とすでに締結した契約及び今後締結する契約並びにこれらに付帯する一切の契約において、乙の借入金につき期限の利益が喪失させられたとき。
- 2 債務の弁済が債務の全部を消滅させるに足りないときは、甲が適当 と認める順序方法により、これを充当することができる。

3. 微務不履行のときは、乙は延滯元利金に対し、年145%の損害金を支払う。ただし、この場合の損害金の計算方法は1年を365日と する日割計算による。

(期限前債證)

第 3 条 乙は原貸借契約に基づく返済代金の入金が原貸借契約上の支払期日 前にあったときは、第1条第5号の償還期限にかかわらず、甲の指定 する金額を甲の指示するところに従い弁済するものとする。

(原貸借契約等の変更)

第 4 条 原貨借契約の当事者の変更、その他原貨借契約に係る直大を変更に ついては、乙はすべて事前に甲の承認を受けるものとする。

(債権の譲渡等)

- 第 5 条 乙はとの契約締結以後,原貸借契約に共づく丙に対する貸付金債権 及び貸付金利息請求権を,甲の承諾なしに他に譲渡し又は担保に提供 してはならない。
 - 2. 乙はこの契約に基づく仮務の履行を担保するため、甲が請求したときは、前項の債権を甲の指示するところに従い甲に譲渡し若しくは質入れし又はその代理受領の権限を甲に付与するものとし、これに必要な一切の手続をとるものとする。
 - 3. 前項の規定により、譲渡若しくは質入れを受け又は代理受領の権限を付与された債権について、その代金を受領したときは、甲は第1条第5号の償還期限にかかわらず、直ちにこの契約による債務の弁済に充当することができる。

(担保)

第 6 条 乙は甲が請求したときは、この契約に基づく債務の担保として、甲 の承認する物件を甲に提供し、甲の指示するところに従い、質権、抵 当権若しくは譲渡担保権を設定するものとし、これに必要な一切の手 続をとるものとする。

(施設の処分)

第 7 条 乙は丙が本施設の譲渡、売却、担保提供等の一切の処分を行なりと きは、事前に甲の承認を受けるものとする。ただし、甲は丙の上記の 行為が公共性を維持する限り承認するものとする。

(債務承認及び弁済に関する契約)

第 8 条 乙は甲が請求したときは、直ちにこの契約による債務について債務 承認を行ない、かつ第1条第5号の償還期限にかかわらず、甲の指示 する償還期限及び方法に従り弁済契約を締結するものとする。

(報告,承認及び通知)

- 第 9 条 乙は甲の指示するところに従い、本貸付金の使途状況、原貸借契約 の履行状況並びに本施設の建設工事及び利用の状況、その他必要な事項を甲に報告するものとする。
- 2 乙は毎決算期に、乙並びに丙の事業状況、資産、負債及び収支の状況その他事業に関する事項を甲に報告するものとし、かつ甲が請求したときは、乙並びに丙の決算及び利益処分について、あらかじめ甲の承認を受けるものとする。
- 3. 乙は、乙又は丙の事業経営に関し、重大な変更若しくは事態が生じたとき 又は生ずるおそれがあるときは、直ちにこれを甲に通知するものとする。

(根**簿等の調査及び報告**)

- 第10条 甲は必要と認めたときは、乙及び丙の事業の状態その他甲の指示する事項について、乙に報告を求め又は乙の財産、帳簿、書類及びその他の資料を調査することができる。
 - 2 乙は甲が必要と認めたときは、甲が直接本施設の工事及び利用の状

況の調査を行なうととに関し、あらかじめ丙の承諾をとりつけておく とともに、この調査に必要な協力を行なうことを認諾する。

(費用の負担)

第11条 との証書の作成その他との契約に関する一切の費用は、乙がこれを 負担するものとする。

(保証人)

- 第12条 株式会社○○銀行は、この契約から生ずる一切の債務について保証 人となり、乙と連帯して、乙と保証人間の保証委託契約の効力にかか わらず債務履行の責に任ずる。
 - 2 保証人がこの契約による債務の一部を弁済し、甲に代位するときは 代位によって取得出来る権利又は順位を無償で甲に譲渡する。
 - 3. 乙は甲が請求したときは、甲の承認する連帯保証人を逐滞なく追加するものとする。

(公正証書の作成)

第13条 乙及び保証人は、甲が請求したときは、いつでも公証人に委嘱して との契約による債務の承認及び強制執行の認諾ある公正証書の作成に 必要な手続をとるものとする。

(管轄裁判所)

第14条 との契約に関する一切の訴訟の管轄裁判所は東京地方裁判所とする。

grade and the second of the second

计一分字 计二十分数据代码的 医海绵炎 计

との契約を証するため、証書正本1通、副本1通を作成し、甲は正本を乙は副本をそれぞれ保有する。

e state of the sta

者

国際協力事業団

债 務 者 〇 〇株式会社

連帶保証人 株式会社〇〇銀行

本施設の表示

and the second of the second o

gradient de Albander

government of the state of the second

But the company of the control of the control of

(試験的事業資金貸付契約例)

限度貸付契約証書

文化 化铁铁矿

(気付けの要項)

第 1 条 国際協力事業団(以下「甲」という。)は〇〇株式会社(以下「乙」という。)に対し、下記要項により、金員を貸し渡すことを約諾した。

配

- 1. 金 額 元本限度額金 円也 ただし、一部又は全部の弁済があっても、貸付累計額 は、この限度をこえないものとする。
- 2 使 途 乙が 国 所在の何国法人○○会社(以下「丙」という。)との間に締結した西暦 年 月 日 付 Loan Agreement (以下「原貸借契約」という。)のうち本契約書末尾記載の試験的事業(以下「本事業)という。)のため乙が丙に対し融資する資金。
- 3. 貸出期限 昭和 年 月 日 ただし、上記期限は、本事業の進捗状況を勘案して、 甲において延長することができる。
- 4. 貸付方法 乙は借受けの都度,当該金額につき領収書を甲に交付する。

この契約に基づく貸付けの時期及び金額については、 貸出期限内において、本事業の進捗状況及び乙の資金 繰りその他の事業を考慮して甲が定めるものとする。 本事業計画の変更又は原貸借契約の変更その他の事情 により、融資資金が減額されたときは、甲はこの契約 による限度額までの貸付けを行なわないことができる。

- (1) 元本残高につき毎年 月 日及び 月 日 に後払いする。
 - (2) 利息の計算方法は, 1年を365日とする日割計 算による。
- (3) 利息の支払期日が休日のときは、甲から別段の指示がない限り、これに次ぐ営業日に支払うものとする。この場合、利息の計算はその支払日までの期間について行なう。

(特約)

- 第 2 条 次の各号の一つに該当するときは、甲はこの契約に基づくあらたな 貸付けを拒絶し、若しくは貸付限度を減額し、又はこの契約を解除す ることができるばかりでなく、乙に対し通知により期限の利益を失わ せ、第1条第5号の償還期限にかかわらず、直ちに一部又は全部の債 務を弁済させることができる。
- (1) 乙が元本の仮選若しくは利息の支払いを怠り、借入金を第1条第 2号の使途以外に流用し、又はこの契約若しくはこの契約に付帯す る契約の諸条項に基づくその他の義務の履行を怠ったとき。
- (2) 丙が原貸借契約に基づき乙から借り受けた資金を本事業以外の使
- (8) 原貸借契約が解除されるか、若しくは乙又は丙が原貸借契約に基づく義務の履行を怠ったとき、又は原貸借契約に基づく義務の履行

が困難若しくは不可能となったと甲が認めたとき。

- (4) 丙が解散、事業閉鎖又は著しく事業不振に陥ったと甲が認めたとき、若しくは丙につき破産の申立てがあったとき。
- (5) 丙が本事業を閉鎖又は著しく本事業が不振に陥ったと甲が認めた とき。ただし、上記事態の発生理由が試験的事業本来の性格に基づ くと甲が認めた場合を除く。
- (6) 乙が自己の意志により、丙の株主権、経営権を失ったとき、又は本事業に参画、協力することを止めたとき。ただし、上記の意志発動理由が前号後段ただし書きの事由に基づくものであると甲が認めた場合を除く。
- (7) 乙の財産又は担保物件につき、差押の申立て、仮差押若しくは仮処分の申請、競売の申立て又は公租公課の滞納による督促若しくは保全処分を受けたとき。
- (8) 乙につき,整理, 更生手続,和職若しくは破産の申立て又は支払 の停止があったとき。
 - (9) 乙が手形交換所から取引停止処分を受けたとき。
 - (f) 乙が振出し若しくは引受けた手形の支払いを満期日に行なわなかったとき、又は乙が振出した小切手の支払いを行なわなかったとき。
 - (II) 乙が解散、事業閉鎖又は甲の承諾なしに営業の一部若しくは全部 の譲渡を行なったとき。
 - (12) 乙が甲との他の契約に基づく債務の履行を怠ったとき。
 - (13) 乙が丙の資金のために、日本輸出入銀行(海外経済協力基金)とすでに締結した契約及び今後締結する契約並びにとれらに付帯する一切の契約において、乙の借入金につき期限の利益が喪失させられたとき。

- 2. 債務の弁済が債務の全部を消滅させるに足りないときは、甲が適当 と認める順序方法により、これを充当することができる。
- 3. 債務不履行のときは、乙は延滞元利金に対し、年14.5%の損害金を支払う。ただしこの場合の損害金の計算方法は1年を365日とする日割計算による。

(期限前償還)

第 3 条 乙は原貸借契約に基づく返済代金の入金が原貸借契約上の支払期日前にあったときは、第1条第5号の償還期限にかかわらず、甲の指定する金額を甲の指示するところに従い弁済するものとする。

(事業計画等の変更)

- 第 4 条。 乙又は丙が本事業の計画の変更その他本事業の経営又は丙の運営に関する重大な変更をするについて、乙はすべて事前に甲の承認を受けるものとする。
- 2 前項の変更につき、甲が承認しなかったにもかかわらず、当該変更 が実行された場合は、この契約第2条第1項の特約に準じ、甲は乙に 対し期限の利益喪失等を行なりことができる。

(原貸借契約等の変更)

第 5 条 原貸借契約の当事者の変更、その他原貸借契約に係る重大な変更に ついては、乙はすべて事前に甲の承認を受けるものとする。

(債権の譲渡等)

- 第 6 条 乙は、この契約締結以後、原貸借契約に基づく丙に対する貸付金債 権及び貸付金利息請求権を、甲の承諾なしに他に譲渡し又は担保に提供してはならない。
- 3 11 2 11 乙は、この契約に基づく債務の履行を担保するため、甲が請求した 3 12 11 ときは、前項の債権を甲の指示するところに従い甲に譲渡し、若しく

は領入れ又はその代理受領の権限を甲に付与するものとし、これに必要な一切の手続をとるものとする。

3. 前項の規定により、譲渡若しくは質入れを受け又は代理受領の権限 を付与された債権について、その代金を受領したときは、甲は第1条 第5号の償還期限にかかわらず、直ちにとの契約による債務の弁済に 充当するととができる。

一种,一次的数点,基础多一点 海拔 美国人名

(担 保)

第 7 条 乙は、甲が請求したときは、この契約に基づく債務の担保として、 甲の承認する物件を甲に提供し、甲の指示するところに従い、質権、 抵当権若しくは譲渡担保権を設定するものとし、これに必要な一切の 手続をとるものとする。

(債務承認及び弁済に関する契約)

第 8 条 乙は、甲が請求したときは、直ちにこの契約による債務について債 務承認を行ない、かつ第1条第5号の償還期限にかかわらず、甲の指 示する償還期限及び方法に従う弁済契約を締結するものとする。

(報告,承認及び通知)

- 第 9 条 乙は、甲の指示するところに従い、本貸付金の使途状況、原貸借契 約の履行状況、並びに本事業の状況、その他必要な事項を甲に報告す るものとする。
 - 2 乙は毎決算期に乙並びに丙の事業状況,資産,負債及び収支の状況 その他事業に関する事項を甲に報告するものとし、かつ甲が請求した ときは、乙並びに丙の決算及び利益処分について、あらかじめ甲の承 認を受けるものとする。
- 3. 乙は、乙又は丙の事業経営に関し、重大な変更若しくは事態が生じたとき又は生ずるおそれがあるときは、直ちにこれを甲に通知するも

(帳簿等の調査及び報告)

- 第10条 甲は、必要と認めたときは、乙及び丙の事業の状態その他甲の指示 する事項について、乙の報告を求め又は乙の財産、根簿、書類及びそ の他の資料を調査することができる。
 - 2 乙は、甲が必要と認めたときは、甲が直接本事業の状況の調査を行 なうことに関し、あらかじめ丙の承諾をとりつけておくとともに、こ の調査に必要な協力を行なうことを認諾する。

(費用の負担)

第11条 との証書の作成その他との契約に関する一切の費用は、乙がこれを 負担するものとする。

(保証人)

- 第12条 株式会社○○銀行は、この契約から生ずる一切の債務について保証 人となり、乙と連帯して、乙と保証人間の保証委託契約の効力にかか わらず債務履行の責に任する。
 - 2. 保証人がこの契約による債務の一部を弁済し、甲に代位するときは、 代位によって取得できる権利又は順位を無償で甲に譲渡する。
 - 3. 乙は、甲が請求したときは、甲の承認する連帯保証人を遅滞なく追加するものとする。

(公正証書の作成)

第13条 乙及び保証人は、甲が請求したときは、いつでも公証人に委嘱して との契約による債務の承認及び強制執行の認諾ある公正証書の作成に 必要な手続をとるものとする。

(管轄裁判所)

第14条 との契約に関する一切の訴訟の管轄裁判所は東京地方裁判所とする。

この契約を証するため証券正本1近 副本1通を作成し、甲は正本を乙は副 本をそれぞれ保有する。

> 年 月 日 昭和

国際協力事業団

债 務 者

〇 〇株式会社 and the first the product of the control of the con

連帯保証人

70

株式会社〇〇銀行

本事業の表示

1. 14 - A 1. 1 - 1.

1 The Asian Committee of the Committee of

•

The second of th

試験事業資金貸付契約例)

限度貸付契約証書

(貸付けの要項)

第 1 条 国際協力事業団(以下「甲」という。)は○○株式会社(以下「Z」 という。)に対し、下記要項により、金員を貸し渡すことを約諾した。

ĦE.

- 1. 金 額 元本限度額金 円也
 ただし,一部又は全部の弁済があっても,貸付累計額
 はこの限度をこえないものとする。
- 2 使 途 乙が 国 所在の同国法人○○会社(以下「丙」という。)との間に締結した末尾記載の試験造林事業(以下「本事業」という。)を目的とする西暦 年月 日付Loan Agreement (以下「原貸借契約」という。)に基づく乙の丙に対する融資資金。
- 3. 貸出期限 昭和 年 月 日 ただし、上記期限は、本事業の進捗状況を勘案して、 甲において延長することができる。
- 4. 貸付方法 乙は偕受けの都度,当該金額につき領収割を交付する。
 この契約に基づく貸付けの時期及び金額については,
 貸出期限内において,本事業の進捗状況及び乙の資金繰りその他の事情を考慮して甲が定めるものとする。
 本事業計画の変更又は原貸借契約の変更その他の事情
 により融資資金が減額されたときは、甲はこの契約による限度額までの貸付けを行なわないことができる。
 - 5. 償選期限 昭和 年 月 日

- 6. 利 率 元本残高につき年 %
- 7. 利息支払方法
 - (1) 元本残高につき毎年 月 日及び 月 日に後払 いする。

- (2) 利息の計算方法は、1年を36-5日とする日割計 算による。
- (3) 利息の支払期日が休日のときは、甲から別段の指示がない限り、これに次ぐ営業日に支払うものとする。この場合、利息の計算はその支払日までの期間について行なう。

(特約)

- 第 2 条 次の各号の一つに該当するときは、甲はこの契約に基づくあらたな 貸付けを拒絶し、若しくは貸付限度を減額し、又はこの契約を解除す ることができるばかりでなく、乙に対し通知により期限の利益を失わ せ、第1条第5号の償還期限にかかわらず、直ちに一部又は全部の債 務を弁済させることができる。
 - (1) 乙が元本の償還若しくは利息の支払いを怠り、借入金を第1条第 2号の使途以外に流用し、又はこの契約若しくは、この契約に付帯 する契約の諸条項に基づくその他の義務の履行を怠ったとき。
 - (2) 丙が原貸借契約に基づき乙から借り受けた資金を本事業以外の使途に流用したとき。
 - (3) 原貸借契約が解除されるか、若しくは乙又は丙が原貸借契約に基づく義務の履行が困難若しくは不可能となったと甲が認めたとき。
 - (4) 丙が解散、事業閉鎖又は著しく事業不振に陥ったと甲が認めたとき、若しくは丙につき破産の申立てがあったとき。

- (5) 丙が本事業を閉鎖又は著しく事業不穏に陥ったと甲が認めたとき。 ただし上記事態の発生理由が試験事業本来の性格に基づくと甲が認 めた場合を除く。
- (6) 乙が自己の意志により丙の株主権、経営権を失ったとき、又は本事業に参画、協力することを止めたとき。ただし、上記の意志発動理由が前号後段ただし書きの事由に基づくものであると甲が認めた場合を除く。
- (7) 乙の財産又は担保物件につき、差押の申立て、仮差押若しくは仮処分の申請、競売の申立て又は公租公課の滞納による督促若しくは保全処分を受けたとき。
- (8) 乙につき、整理、更生手続、和議若しくは破産の申立て又は支払いの停止があったとき。
- (9) 乙が手形交換所から取引停止処分を受けたとき。
- (I) 乙が振出し若しくは引受けた手形の支払いを満期日に行なわなかったとき、又は乙が振出した小切手の支払いを行なわなかったとき。
- (11) 乙が解散、事業閉鎖又は甲の承諾なしに営業の一部若しくは全部 の譲渡を行なったとき。
- ①2 乙が甲と締結した他の契約及び今後本事業について締結する契約 に基づく債務の履行を怠ったとき。
- 2 債務の弁済が債務の全部を消滅させるに足りないときは、甲が適当 と認める順序方法により、これを充当することができる。
- 3. 債務不履行のときは、乙は延滞元利金に対し、年14.5%の損害金を支払う。この場合の損害金の計算方法は1年を365日とする日割 計算による。

(期限前債器)

第 3 条 乙は原貸借契約に基づく返済代金の入金が原貸借契約上の支払期日前にあったときは、第1条第5号の償還期限にかかわらず、甲の指定する金額を甲の指示するところに従い弁済するものとする。

(本語を持つない) できませい。

(事業計画等の変更)

- 第 4 条 乙は本事薬計画の変更、その他本事業の運営又は丙の経営に関する 重要な変更をするについて、すべて事前に甲の承認を受けるものとす る。
 - 2 前項の変更につき、甲が承認しなかったにもかかわらず、当該変更が実行された場合は、この契約第2条第1項の特約に準じ、甲は乙に対し期限の利益喪失等を行なうことができる。

(原貸借契約等の変更)

第 5 条 原貸借契約の当事者の変更, その他原貸借契約に係る重要な変更については, 乙はすべて事前に甲の承認を受けるものとする。

(俊権の譲渡等)

第 6 条 乙はとの契約締結以後,原貸借契約に基づく丙に対する貸付金債権 及び貸付金利息請求権を甲の承諾なしに他に譲渡し又は担保に提供し てはならない。

- 2 乙は、この契約に基づく債務の履行を担保するため、甲が請求した ときは、前項の債権を甲の指示するところに従い甲に譲渡し、若しく は質入れ又は代理受領の権限を甲に付与するものとし、これに必要な 一切の手続をとるものとする。
- 3. 前項の規定により、譲渡若しくは質入れを受け又は代理受領の権限を付与された債権について、その代金を受領したときは、甲は第1条第5号の償還期限にかかわらず、直ちにこの契約による債務の弁務に

充当することができる。

(担 保)

第 7 条 乙は甲が請求したときは、この契約に基づく債務の担保として、甲
の承認する物件を甲に提供し、甲の指示するところに従い、質権、抵
当権若しくは譲渡担保権を設定するものとし、これに必要な一切の手
続をとるものとする。

(債務承認及び弁済に関する契約)

第 8 条 乙は甲が請求したときは直ちにこの契約による便務について債務承 認を行ない、かつ第1条第5号の償還期限にかかわらず、甲の指示す る償還期限及び方法に従う弁済契約を締結するものとする。

(報告,承認及び通知)

- 第 9 条 乙は甲の指示するところに従い,本貸付金の使途状況,原貸借契約 の履行状況,本事業の実施状況,本事業の試験結果及びその他必要な 事項について甲に報告するものとする。
 - 2. 乙は毎決算期に、乙ならびに丙の事業状況、資産、負債及び収支の 状況その他事業に関する事項を甲に報告するものとし、かつ甲が請求 したときは、乙並びに丙の決算及び利益処分について、あらかじめ甲 の承認を受けるものとする。
 - 3. 乙は、乙の事業経営に関し、重大な変更若しくは事態が生じたとき 又は生ずるおそれがあるときは、直ちにこれを甲に通知するものとす る。

(帳簿等の調査及び報告)

第10条 甲は必要と認めたときは、乙及び丙の事業の状態、その他甲の指示 する事項について、乙から報告を求め、又は乙の財産、帳簿、書類及 びその他の資料を調査することができる。 2. 乙は甲が必要と認めたときは、甲が直接本事業の状況の調査を行な うことに関し、あらかじめ丙の承諾をとりつけておくとともに、この 調査に必要な協力を行なうことを認諾する。

(費用の負担)

第11条 この証書の作成その他この契約に関する一切の費用は、乙がこれを 負担するものとする。

(保証人)

- 第12条 株式会社〇〇銀行はこの契約から生ずる一切の债務について保証人となり、乙と連帯して、乙と保証人間の保証委託契約の効力にかかわらず、債務限行の責に任ずる。
 - 2 保証人がこの契約による債務の一部を弁済し、甲に代位するときは、 代位によって取得できる権利又は順位を無償で甲に譲渡する。
 - 3. 乙は甲が請求したときは、甲の承認する連帯保証人を遅滞なく追加するものとする。

(公正証書の作成)

第13条 乙及び保証人は、甲が請求したときは、いつでも公証人に委嘱して との契約による債務の承認及び強制執行の認諾ある公正証蓄の作成に 必要な手続をとるものとする。

(管轄裁判所)

第14条 との契約に関する一切の訴訟の管轄裁判所は東京地方裁判所とする。

この契約を証するため証書正本1通, 副本1通を作成し, 甲は正本を乙は副本をそれぞれ保有する。

昭和 年 月 日

September 1997

債 権 者 国際協力事業団

The first of the second of the

○ ○ ○ 休式会社 | ○ ○ ○ 休式会社 | ○ ○ ○ |

The state of the s

連带保証人 株式会社〇〇銀行

本事業の表示

a managaran kacamatan ka

•

The second section of the second

1965年11月1日 - 1965年11日 - 1965年11日

(関連施設整備資金債務承認および弁済契約例)

債務承認および弁済契約証書

国際協力事業団(以下「甲」という。)と〇 〇株式会社(以下「乙」という。)とは,甲と乙との間に締結した昭和 年 月 日付限度貸付契約証書(以下「原契約証書」という。)に基づく債務の承認並びに弁済方法に関し,次の契約を締結する。

(債務の弁済要領)

第1条 乙は原契約証書に基づき、甲に対し現に金 円の確定債務を負担していることを承認し、当該債務を下記要領により履行することを確約した。

記

- 1. 償還期限 昭和 年 月 日
- 2. 憤跫方法 (1) 次のとおり分割弁済すること。

昭和 年 月 日に金 円を弁済し、腎後毎年 月 日及び 月 日に金 円宛弁済し、昭和 年 月 日に金 円を弁済し完済する。

ただし、当該期日が休日に当たるときは、甲から別 段の指示がないかぎり、これに次ぐ営業日に支払りも のとする。

(2) 乙と 国 所在の同国法人〇〇会社(以下「丙」という。)との間に締結した西暦 年 月 日付Loan Agreement(以下「原貸借契約」という。)に基づく返済代金の入金が原貸借契約上の支払期日前にあったときは、前号の債選期限及び本号の債選方法にかか

わらず、甲の指定する金額を甲の指示するところに従 い弁済する%のとする。

- 3. 利 率 元本残高につき %
- 4. 利息支払方法
- (1) 昭和 年 月 日に本契約締結の翌日から昭和 年 月 日迄の分を第1回とし、元本の完済日を最終回として、その間毎年 月 日及び 月 日にその日までの分を後払いする。

ただし、当該日が休日に当たるときは、甲から別段の指示がないかぎりこれに次ぐ営業日に支払うものとする。この場合、利息の計算はその支払いの日までの期間について行なう。

(2) 利息の計算方法は、1年を365日とする日割計算

(特約)

- 第2条 次の各号の一つに該当するときは、甲は乙に対し通知により期限の利益を失なわせ、第1条第1号の償還期限及び第2号の償還方法にかかわらず。直ちに一部又は全部の債務を弁済させるととができる。
- (1) 乙が元本の債還若しくは利息の支払いを怠るか、又は原契約証書に基づき甲から借り受けた資金を末尾記載の施設(以下「本施設」という。)の建設工事以外の使途に流用するか、又はこの契約若しくはこの契約に付帯する契約の諸条項に基づくその他の義務の履行を怠ったとき。
- (2) 丙が原貸借契約に基づきこから借り受けた資金を本施設の建設工事以外の使途に流用したとき。

- (3) 原貸借契約が解除されるか、若しくは乙又は丙が原貸借契約に基づく義務の履行を怠ったとき、又は原貸借契約に基づく義務の履行が困難若しくは不可能となったと甲が認めたとき。
- (4) 丙が解散、事業閉鎖又は著しく事業不振に陥ったと甲が認めたとき、 若しくは丙につき破産の申立てがあったとき。
- (5) 乙が自己の意志により丙の株主権又は経営権を失ったとき。
- (6) 乙の財産又は担保物件につき、差押の申立て、仮差押若しくは仮処 分の申請、競売の申立て又は公租公課の滞納による督促若しくは保全 処分を受けたとき。
- (7) 乙につき整理, 更生手続, 和譲若しくは破産の申立て又は支払いの 停止があったとき。
- (8) 乙が手形交換所から取引停止処分を受けたとき。
- (9) 乙が振出し、若しくは引受けた手形の支払いを満期日に行なわなかったとき、又は乙が振出した小切手の支払いを行なわなかったとき。
- (i) 乙が解散し、事業閉鎖し、又は甲の承諾なしに営業の一部若しくは 全部の譲渡を行なったとき。
- (11) 乙が甲との他の契約に基づく債務の履行を怠ったとき。
- 112) 乙が丙の資金のために日本輸出入銀行(海外経済協力基金)とすで に締結した契約及び今後締結する契約並びにこれらに付帯する一切の 契約において、乙の借入金につき期限の利益を喪失させられたとき。
- 2. 債務の弁済が債務の全部を消滅させるに足りないときは、甲が適当と 認める順序方法により、これを充当することができる。
- 3. 債務不履行のときは、乙は延滞元利金に対し、年14.5%の損害金を支払う。ただし、この場合の損害金の計算方法は、1年を3.65日とする日割計算による。

(施設の処分)

第3条 乙は, 丙が本施設の譲渡, 売却, 担保提供等の一切の処分を行なりと きは, 事前に甲の承認を受けるものとする。

ただし、甲は丙の上記の行為が公共性を維持する限り承認するものとする。

Section 1

(保証人)

第4条 株式会社○○銀行は、この契約を承認し、この契約から生する一切の 債務について引続き保証人となり、こと選帯してこと保証人間の保証委 託契約の効力にかかわらず、債務履行の費を負う。

(費用の負担)

第5条 この証**書**の作成その他この契約に関する一切の費用は、乙がこれを負担するものとする。

(適用,準用規程)

第6条 この契約に関しては、この証書に別段の定めがあるものの外は、すべて原契約証書の各条項を適用又は準用するものとする。

(公正証書の作成)

第7条 乙及び保証人は、甲が請求したときはいつでも公証人に姿隔して、との契約による債務の承認及び強制執行の認諾ある公正証書の作成に必要な手続をとるものとする。

この契約を証するため、証書正本1通、副本1通を作成し、甲は正本を乙は 副本をそれぞれ保有する。

昭和 年 月 日

1.5. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.

· 做 権 者 国際協力事業団 (1972年)

医乳腺 医全脏病 不错,一点一样,一点一点,他会把我你的知识,我就看到

〇 〇株式会社

 $(*, ?, \mathbb{N}, \mathbb{P}_{\mathbb{P}^n})$

本施設の表示

傍 務 者

The second section of the second second section of the section

计数字 冰 建铁头

人政策与许多工

· 金属海绵鱼(李川州湖)湖湖南湖 1 位。中部大河北沿河南部 是本年公司。 海路安全海路村村村村村市。

有 数 数 数数

